

4. 石綿含有建材除去作業等 チェックリスト

石綿含有建材除去作業チェックリストを示した。チェックリストは、「表紙、凡例等」「基本事項チェックリスト」「特定建築材料除去工事チェックリスト1(作業場隔離を行う場合)」「特定建築材料除去工事チェックリスト2(作業場隔離を行わない場合)」「特定建築材料以外（石綿含有成形板等）除去工事チェックリスト」に分けている。

0 表紙，凡例等

0－1 基本事項チェックリスト

1－1 特定建築材料除去工事チェックリスト1（作業場隔離を行う場合）

2－1 特定建築材料除去工事チェックリスト2（作業場隔離を行わない場合）

3－1 特定建築材料以外（石綿含有成形板等）除去工事チェックリスト

石綿含有建材除去作業チェックリスト

	作成者		作成日	年 月 日
工事名				
建物名称			発注者	
建物所在地 (住 所)				
元請会社		現場事務所 住所・連絡先		
作業所長		工事管理 担当者	事務担当者	
専門工事会社 (1 次)		担当部署 住所・連絡先	担当者 ・連絡先	
専門工事会社 ()		専門工事会社 ()	専門工事会社 ()	
除去工事職長		石綿作業主任者		
産業廃棄物 収集運搬会社		住所・ 連絡先	担当者 ・連絡先	
許可(種類・番号)				
産業廃棄物 処分会社		住所・ 連絡先	担当者 ・連絡先	
許可(種類・番号)				
最終処分場 (許可・住所)				
石綿含有建材 除去対象場所 (棟・室名等)	1	2	3	4
部 位 (柱・梁・壁・スラブ 下・天井・床・設備 機器・配管等)				
作業レベル				
除去建材 ・製品名称				
除去面積				
除去方法				
作業期間				
石綿含有建材 調査・分析方法	(書面調査, 現地調査, 分析調査 [JIS A 1481-1 JIS A 1481-2 JIS A 1481-3 等] の方法)			
分析試料採取 場所・箇所数			試料採取日	年 月 日 年 月 日
石綿含有建材 分析機関		住所・ 連絡先	担当者	
空気中石綿 濃度分析機関		住所・ 連絡先	担当者	
試料採取時期	(作業前・中・後・ その他)	採取場所 ・箇所数	(敷地境界箇所, 隔離外, セキュリティーゾーン出入口, 排気ダクト付近, その他)	
採取方法			試料採取日	年 月 日 年 月 日

注1 チェック項目欄の使用記号

1. チェック項目の先頭欄の記号：当該チェック項目に係る除去作業の種類

- 共：除去作業(以下のA, B, C)に係る共通事項
- A：特定建築材料を掻き落とし、切断又は破碎により除去する場合に係る事項
- B：石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材を掻き落とし、切断又は破碎以外の方法で除去する場合に係る事項
- C：石綿含有成形板の撤去作業に係る事項
- D：封じ込め、囲い込みの作業に係る事項
- D'：封じ込め、囲い込み作業(石綿則第13条1項1号に掲げる作業を伴うものに限る)に係る事項

2. その他の記号

- ：チェック項目、末尾の【】内は該当法令・告示・通達・通知・条例
使用例【廃掃令6の5.1.ニ.ト】は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の5第1項第2号ト」【環廃産050822001, 2005.08.22】は「平成17年8月22日付け環廃産発第050822001号」
- []：参考事項
- *：チェック項目に関する説明事項
- ：チェック事項
- ※：注釈(シート下部の欄に内容を記載)

注2 法令等略称表

安衛法	労働安全衛生法(昭和47年6月8日法律第57号)
安衛令	労働安全衛生法施行令(昭和47年8月19日政令第318号)
安衛則	労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)
石綿則	石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)
機定則	機械等検定規則(昭和47年9月30日労働省令第45号)
石綿指針	労働安全衛生法第28条第1項、技術上の指針(平成24年5月9日)
建基法	建築基準法(昭和25年法律第201号)
建基令	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)
建業法	建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)
建リ法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年5月31日法律第104号)
建リ令	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(平成12年11月29日政令第495号)
建リ則	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則 (平成14年3月5日国土交通省・環境省令第1号)
大防法	大気汚染防止法(昭和43年6月10日法律第97号)
大防令	大気汚染防止法施行令(昭和43年11月30日政令第329号)
大防則	大気汚染防止法施行令規則(昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号)
廃掃法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)
廃掃令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年9月23日政令第300号)
廃掃則	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年9月23日厚生省令第35号)
環告	環境省(庁)告示
厚告	厚生省告示
国交告	国土交通省告示
環廃産発	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部・課長名で発行する通達
基発	厚生労働省(労働省)労働基準局長名で発行する通達
基安発	厚生労働省(労働省)労働基準局安全衛生部長名で発行する通達
東京都環境確保条例	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年12月22日条例第215号)
東京都環境確保条例施行規則	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則 (平成13年3月9日規則第34号)
石綿処理マ	石綿含有廃棄物処理マニュアル(平成19年3月)環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

0 - 1 一般事項チェックリスト

①事業者の責務						
項 目		チ ェ ッ ク 項 目	記入欄	確認		
事業者の責務	共	☐ 石綿健康障害の予防措置の実施，石綿ばく露の最小化，石綿を含有しない製品への代替化の努力【石綿則1】				
建物所有者の責務	A D	☐ 建築物・工作物に石綿を飛散させるおそれのある建築材料 ^{※1} （吹付け石綿等）の使用禁止【建基法28の2，88. 1】				
		☐ 吹付け石綿等を使用している既存建築物・工作物を増築，改築，大規模の修繕，大規模の模様替を行うとき，吹付け石綿等を全て除去する【建基法3. 3】				
		*但し，増改築，大規模の修繕，大規模の模様替を行うときの既存週及緩和規定がある【建基法86の7. 1，建基令137の4の3，建基令137の12. 3】				
		1. 増築，改築部分の床面積が基準時の延べ面積の1/2以下である場合				
		(1) 増築，改築部分の吹付け石綿等を除去する				
		(2) 増築，改築部分以外の部分に対し除去，封じ込め，囲い込み ^{※2} を行う				
		2. 大規模の修繕，大規模の模様替の場合				
		(1) 大規模の修繕等を行う部分の吹付け石綿等を除去する				
		(2) 大規模の修繕等を行う部分以外の部分に対し，除去，封じ込め，囲い込みを行う				
		○吹付け石綿等を使用している建築物の増改築，大規模の修繕又は大規模の模様替を行うとき，当該工事範囲を除く部分の吹付け石綿等に対する措置（除去，封じ込め，又は囲い込み）を検討したか				
		事業者，建物貸与者の義務	A D	☐ 損傷等による粉じんの発散，ばく露の恐れのある石綿含有吹付材の除去，封じ込め，囲い込み等の措置の実施【石綿則10】		
		発注者の責務	共	☐ 解体等作業の請負人に対する石綿含有建材の使用状況の通知の努力【石綿則8】		
注文者の配慮	共	☐ 解体等の仕事の注文者の配慮義務【石綿則9，3. 1】				
		*下記の作業を行う仕事の注文者は石綿等の使用有無の調査，作業等の方法・費用・工期等について法令の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮する				
		1. 建築物，工作物又は船舶の解体，破碎等の作業（吹付けされた石綿等の除去の作業を含む）				
		2. 石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業				
注文者の配慮	共	☐ 特定工事 ^{※3} の注文者の配慮義務【大防法18の19】				
		*特定工事を施工する者に対し，施工方法，工期等について作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮する				
発注者の責務	共	☐ 発注者の分別解体等に要する費用の適正負担の努力義務【建り法6】				
		*注文する建設工事について分別解体等に要する費用の適切な負担に努める				

※1 石綿の飛散のおそれのある建築材料：①吹付け石綿，②石綿含有吹付けロックウールで，その含有する石綿の重量が，当該建築材料の重量の0.1%を超えるもの【国交告1172，2006. 09. 29】

※2 封じ込め，囲い込み：「建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準を定める件」（国交告1173，2006. 09. 29）

※3 特定工事：特定粉じん排出等作業^{※3.1}を伴う建設工事【大防法18の15】

※3.1 特定粉じん排出等作業：吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し，又は飛散させる原因となる建築材料で【大防令3の3】で定めるもの（特定建築材料）が使用されている建築物を解体し，改造し，又は補修する作業のうち，その作業の場所から排出され，又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので【大防令3の4】で定めるもの

0 - 1 一般事項チェック

②事前調査及び結果の発注者への説明

項 目	チ ャ ッ ク 項 目	記入欄	確認
事前調査	共 ☐ 建築物、工作物の事前調査(事業者)【石綿則3. 1】(元請業者)【大防法18の17. 1】		
	☐ 次の作業を行うときは、石綿等 ※ ¹ の使用状況を目視、設計図書等（設計図、特記仕様書、仕上表、施工記録、維持保全記録等）により調査したか		
	1. 建築物、工作物又は船舶の解体、破砕等の作業（吹付けられた石綿等の除去の作業を含む）※ ²		
	2. 石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業		
	*調査は石綿作業主任者等石綿に関する有識者が行うことが望ましい		
	*設計図書等により調査を行ったときは現地との整合を確認する		
	☐ 調査結果を記録したか。調査結果は40年保存が望ましい		
	共 ☐ 石綿等の使用有無が不明な場合の分析調査【石綿則3. 2】 【JIS A 1481-1, JIS A 1481-2, JIS A 1481-3】		
	☐ 目視、設計図書等による調査によっては建築材料の石綿等の使用の有無が不明な場合、分析調査を行ったか		
	*吹付け材の石綿含有有無が不明な場合は、必ず分析を行う。分析は石綿等の重量比0.1%を超える含有の有無と共に、含有率の分析を併せて行うことが望ましい 【JIS A 1481-1, JIS A 1481-2, JIS A 1481-3】		
	*吹付け材以外の建材は石綿等使用のみなし措置の実施も可		
	☐ 調査結果、みなし措置を記録したか。調査結果は40年保存が望ましい		
	AB ☐ 事前調査結果の発注者への説明【大防法18の17. 1】		
	*元請業者は事前調査の結果を書面で発注者に説明しなければならない。 *特定工事に該当する場合は、届出内容も書面で発注者に説明しなければならない		
	A ☐ 残存物品、付着物、その他有害物質等の有無の調査等各種調査の実施 （分別解体等に係る施工方法に関する基準）【建リ則2. 1】		
	*対象建設工事 ※ ³ の受注者が分別解体等 ※ ⁴ を行う場合は次の調査を行わなければならない		
	1. 対象建設工事に係る建築物等（対象建築物等）及びその周辺の状況調査		
	2. 分別解体等を行なう作業場所の調査		
	3. 特定建設資材廃棄物その他の物の搬出経路の調査		
	4. 建設資材廃棄物以外の残存物品の有無の調査		
	5. 石綿含有吹付け材その他の特定建設資材に付着した物の有無の調査		
	6. その他対象建築物等の調査		
	☐ 特定建設資材 ※ ⁵ に付着した石綿含有吹付け材の有無の調査を実施したか		

※ 1 石綿等：安衛令第6条第23号に規定する石綿等をいう【石綿則2. 1】

「石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物」【安衛令6. 23】

※ 1. 1石綿：繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトをいう
【基発0811002,2006. 8. 11】

※ 2 建築物又は工作物の解体、破砕等の作業（吹付けられた石綿等の除去の作業を含む。）：石綿則において「解体等の作業」という

※ 3 対象建設工事：特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が一定基準以上のもの【解体床面積80㎡、新增築床面積500㎡、修繕・模様替請負代金1億円、工作物請負代金500万円】【建リ令2】

※ 4 分別解体等：建築物、工作物の①解体工事では建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ計画的に施工する行為、②新築その他の解体工事以外の工事では工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ施工する行為【建リ法2. 3】

※ 5 特定建設資材：①コンクリート、②コンクリート及び鉄からなる建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリート【建リ令1】

0 - 1 一般事項チェック

③作業基準

項 目	チ ェ ッ ク 項 目	記入欄	確認
作業基準	A B ☐ 特定粉じん排出等作業 ※ ¹ に係る作業基準の確認 【大防法18の14】		
	*特定粉じん排出等作業を規制する作業基準 【大防則16の4, 別表7】 が, 特定粉じん ※ ² の種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに定められている		
作業実施の掲示	A B ☐ 作業基準 【大防則16の4 別表7】		
	* 見やすい場所に作業実施の掲示を行う		
	* 作業の種類ごとに以下の作業基準に従って施工する		
	①特定建築材料 ※ ³ が使用されている建築物その他の工作物（建築物等）を解体する作業（②, ③を除く）において, 建築物等に使用されている特定建築材料を除去する基準		
	1. 特定建築材料の除去作業場の隔離, 作業場の出入り口への前室の設置		
	2. 作業場の負圧の維持, 排気にHEPAフィルタ付集じん・排気装置の使用		
	3. 除去する特定建築材料の薬液等による湿潤化		
	4. 隔離撤去時, 除去部分に特定粉じんの飛散抑制用薬液等の散布, 作業場内の特定粉じんの処理		
	②特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち, 石綿含有断熱材, 保温材及び耐火被覆材を, 掻き落とし, 切断, 又は破碎以外の方法で除去する作業（③を除く）の基準		
	1. 特定建築材料の除去部分周辺の養生		
	2. 除去する特定建築材料の薬液等による湿潤化		
	3. 養生撤去時, 除去部分に特定粉じんの飛散抑制用薬液等の散布, 作業場内の特定粉じんの処理		
	③特定建築材料が使用されている建築物の解体作業のうち, 人の立入りが危険な状態の作業又は特定建築材料の事前の除去が著しく困難な作業の基準		
	1. 作業対象建築物への散水, 又は同等以上の措置の実施		
	④特定建築材料が使用されている建築物を改造し, 又は補修する作業		
	特定建築材料を除去, 囲い込みもしくは封じ込めする基準		
	1. 1) 掻き落とし, 切断, 又は破碎により除去する場合 : ①の1,2,3,4の基準 2) 1)以外の方法で除去する場合 : ②の1,2,3の基準		
	2. 特定建築材料を囲い込み, 封じ込めする場合, 当該材料の劣化が著しい場合, 又は下地との接着が不良な場合は, 当該材料を除去する		

※ 1 特定粉じん排出等作業 : ①特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（建築物等）を解体する作業, ②①の建築物等を改造し, 又は補修する作業 【大防法2. 12, 大防令3の4】

※ 2 特定粉じん : 石綿 【大防法2. 9, 大防令2の4】

※ 3 特定建築材料 : ①吹付け石綿 注3・1, ②石綿を含有する断熱材, 保温材及び耐火被覆材 【大防法2. 12, 大防令3の3】

※ 3. 1 吹付け石綿 : ①吹付け石綿, ②石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式）, ③石綿含有パーミキュライト吹付け材, ④石綿含有パーライト吹付け材

0 - 1 一般事項チェック

④分別解体等施工基準・計画・解体工事工程順序・対象建設工事の届出

項 目	チ ャ ッ ク 項 目	記入欄	確認
工事受注者の分別解体等実施義務	共 ☐ [参考] 対象建設工事に係る分別解体等の実施 【建リ法9. 1, 9. 2】		
	*特定建設資材 ※ ¹ を用いた建築物等に係る解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事等で一定規模以上のもの（対象建設工事 ※ ² ）の受注者は正当な理由がある場合を除き、分別解体等 ※ ³ をしなければならない		
	*分別解体等は分別解体等の施工方法の基準 【建リ則2. 1】に従って行う		
分別解体等施工基準	共 ☐ [参考] 分別解体等施工方法に関する基準 【建リ則2. 1】		
	1. 対象建設工事に係る分別解体等を行なうための各種調査の実施		
	2. 1. の調査結果に基づく分別解体等の計画の作成		
	3. 2. の分別解体等計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出の確認を行なうとともに、工事着手前における特定建設資材に係る付着物の除去等分別解体等実施のための措置の実施		
	4. 2. の分別解体等の計画に従った工事の施工		
分別解体等計画	共 ☐ 分別解体等計画の作成 【建リ則2. 2】		
	*分別解体等計画の記載事項		
	1. 対象建設工事に係る分別解体等を行なうための各種調査結果		
	2. 工事着手前の付着物の除去等分別解体等を行うための実施措置の内容		
	3. 工事工程、工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法		
	4. 特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる当該対象建築物等の部分		
	○特定建設資材の付着物の除去は解体工事着手前の実施計画としたか		
解体工事工程順序	共 ☐ 建築物に係る解体工事の工程順序 【建リ則2. 3, 2. 5, 2. 6】		
	①建築物の解体工事の工程は、建築物の構造上その他解体工事の施工技術上これにより難しい場合を除き、以下の順序に従う		
	1. 建築設備、内装材その他の構造耐力上主要な部分を除く建築物の部分の取り外し		
	2. 屋根ふき材の取り外し		
	3. 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り外し		
	4. 基礎及び基礎ぐいの取り壊し		
	②①の1. 又は2. の分別解体等の方法は、手作業による		
	但し建築物の構造上その他解体工事の施工技術上これにより難しい場合は、手作業及び機械による作業によることができる		
対象建設工事の届出説明	共 ☐ 発注者に対する分別解体等の計画等の提出及び説明 【建リ法1 2】		
	○対象建設工事の発注者に対し、届出事項の書面を交付し説明したか		
対象建設工事の届出	共 ☐ 分別解体等の計画等届出 【建リ法1 0】		
	*対象建設工事の発注者が工事着手 7 日前までに都道府県知事へ届出る		

※ 1 特定建設資材： ①コンクリート、②コンクリート及び鉄からなる建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリート 【建リ令1】

※ 2 対象建設工事： 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が一定基準以上のもの〔解体床面積80m²、新增築床面積500m²、修繕・模様替請負代金 1 億円、工作物請負代金500万円〕【建リ令2】

※ 3 分別解体等： 建築物、工作物の①解体工事では建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ計画的に施工する行為、②新築その他の解体工事以外の工事では工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ施工する行為 【建リ法2. 3】

0 - 1 一般事項チェック

⑤作業計画

[illegible]

0 - 1 一般事項チェック

⑥足場・養生計画

項 目	チ ェ ッ ク 項 目		記入欄	確認
足場・養生計画	共	☐ 解体（除去・撤去）作業に適した足場，作業床の計画		
		①屋根材，外壁材の撤去		
		*外部足場の計画（枠組足場，くさび式足場，単管一側足場，単管抱き足場）		
		1. 手作業による解体の場合，作業性の良い広幅枠組足場の使用が望ましい		
		2. 足場の組立高さの検討（粉じん飛散防止，建物解体場所の最高高さ）		
		3. 外周養生用資材の検討（防音パネル，防災シート等粉じん・散水飛散防止）		
		4. 解体材料の荷降ろし方法の検討（荷降し用ステージの併設）		
		5. 足場の倒壊防止の検討（足場つなぎの種類，設置方法，盛替え方法）		
		6. 昇降階段の設置，又は昇降用梯子・タラップ及び安全ブロックの設置		
		7. 足場，外壁間の墜落防止措置の検討（層間養生ネット等）		
		*高所作業車の利用		
		1. 走行路の確認（地盤の安定性（強度，水平），通路の広さ，接近性）		
		2. 機種の選定（解体場所の高さ，範囲，解体材の大きさ・単体重量）		
		②屋根材の撤去		
		*踏抜きによる墜落防止設備の計画		
		1. 外部足場と昇降階段の設置，軒高レベルの足場・外壁間水平養生		
		2. 屋根上の作業通路の設置（足場板敷き），昇降階段との接続		
		3. 親綱，安全ブロック，補助親綱等設置（親綱等取付け方法の検討）		
		4. 屋根面下部の水平ネットの取付け		
		*撤去資材荷降し用ステージ又は玉掛場所の計画		
		1. 場所，広さ，許容荷重，通路の計画		
		2. 地上の荷受場所，移動式クレーン，廃棄物収集運搬トラックの配置場所		
		③内装材の撤去		
		1. 内部足場，ステージ，吊足場，ローリングタワー等足場，作業床の選定		
		2. 足場，作業床の種類と隔離，養生方法（作業床の上部の隔離，養生）		
		3. 足場，ステージの昇降方法（階段，梯子，タラップ，安全ブロックの取付け）		
		4. 撤去資材の荷降ろし方法（ホイスト，ウィンチ，手降ろし等）		
		5. 可搬式作業台，移動式ステージの利用		
		6. 外壁開口部，貫通箇所の養生方法		

0 - 1 一般事項チェック

⑦特定粉じん排出等作業届・計画の届出・作業の届出・足場等設置届				
項 目	チ ャ ッ ク 項 目		記入欄	確認
特定粉じん排出等作業届 (発注者が届出)	A B	☐ 特定粉じん排出等作業の実施の届出【大防法18の15, 大防則10の4】		
		☐ 特定粉じん排出等作業開始日の14日前までに都道府県知事 ^{※1} に届出たか		
		*届出事項【大防則10の4】，提出部数【大防則13】		
		1. 届出書（様式第3の4）		
		2. 作業の対象となる建築物の概要，配置図及び付近の状況		
		3. 特定粉じん排出等作業の工程及び同作業を伴う建設工事の工程の概要		
		4. 特定工事の元請業者の現場責任者及び連絡先		
		5. 届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所		
		6. 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所		
		*大防則第10条の4及び届出書に規定する添付書類には，その内容が概ね同一であれば安衛法に基づく届出の添付書類を使用してよい		
都道府県等の定める届出 (届出者の確認)	A B	☐ 都道府県等の定める届出		
		☐ 作業場所を所轄する地方自治体が独自に定める届出を確認し，届け出たか		
		☐ 【参考】石綿含有建築物解体等工事 ^{※2} に係る届出【東京都環境確保条例124】		
		*石綿含有建築物解体等工事の開始の日14日前までに，飛散防止方法等計画都知事に届出る。特定粉じん排出等作業の実施の届出者は必要ない。		
石綿等除去作業の届出 (事業者が届出)	A	☐ 計画の届出（石綿等の除去作業）【安衛法88. 4, 安衛則90. 5の2】		
		*耐火，準耐火建築物の石綿含有吹付材の除去作業が対象		
		*届出事項【安衛則91】		
		1. 届出書（様式21号）		
		2. 作業場所の周囲の状況，四隣との関係を示す図面		
		3. 建設物等の概要図面		
		4. 工事用機械，設備，建設物等の配置図		
		5. 工法の概要を示す書面又は図面		
		6. 労働災害防止方法及び設備の概要を示す書面又は図面 7. 工程表		
		☐ 工事開始日の14日前までに，所轄労働基準監督署長に届出たか		
	A B	☐ 作業の届出【石綿則5】		
		*次の作業が届出対象		
		1. 石綿含有保温材，耐火被覆材，断熱材の除去作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る） ^{※3}		
		2. 石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業		
	3. 前2号（1，2）に類する作業 ^{※4}			
	☐ 工事開始前までに，所轄労働基準監督署長に届出たか			
足場等設置届	共	☐ 【参考】機械等設置届【安衛法88. 2, 安衛則88, 別表7】		
		*架設通路（高さ及び長さがそれぞれ10m以上のもの）		
		*足場（吊足場，張出し足場以外の足場は高さが10m以上のもの）		
		☐ 工事開始日の30日前までに，所轄労働基準監督署長に届出たか		

※1 都道府県より政令市，指定都市，中核市，北九州市に対し届出の受理等の事務が委任されている【大防法31, 大防令13】

※2 石綿含有建築物解体等工事：石綿含有材料^{※2.1}を使用する建築物その他の施設で，①石綿含有吹付材を15m²以上使用する壁面，天井その他の部分を有するもの，又は②500m²以上の延面積を有するものの解体又は改修工事【東京都環境確保条例施行規則60】

※2.1 石綿含有材料：吹付石綿及び石綿含有保温材，石綿含有耐火被覆材，石綿含有断熱材【東京都環境確保条例施行規則60】

※3 著しく発散するおそれがあるもの：以下に掲げる①石綿含有保温材，②耐火被覆材，③断熱材【基発0318003, 2005. 03. 18】

①石綿保温材，石綿含有けい酸カルシウム保温材，けいそう土保温材，パーミキュライト保温材，パーライト保温材及び配管等の仕上げの最終段階で使用する石綿含有塗材

②石綿含有耐火被覆板及びけい酸カルシウム板第二種 ③屋根用折版石綿断熱材及び煙突石綿断熱材

※4 石綿含有吹付材の除去作業の内【安衛則90. 5の2】に掲げる以外のもの（吸音用吹付け石綿等）【基発0318003, 2005. 03. 18】

0 - 1 一般事項チェック

⑧廃石綿等・石綿含有廃棄物処理委託，特別管理産業廃棄物管理責任者

項 目	チ ャ ッ ク 項 目	記入欄	確認
廃棄物処理計画	共 ☐ 排出事業者 ※1 による廃棄物の処理計画の作成		
	*以下の項目等を処理計画に定めるよう努める		
	・ 廃棄物の種類，発生量及び処理量		
	・ 廃棄物の処理経路 【石綿処理マ】		
	・ 廃棄物の事業場内保管，収集・運搬，中間処理，最終処分の方法		
	・ 産業廃棄物収集運搬業者，中間処理業者，最終処分業者の委託の内容，許可の内容		
廃石綿等の 処理委託	A B ☐ 廃石綿等の特別管理産業廃棄物 ※2 収集運搬業者への委託 【廃掃法12の2.3】		
	A B ☐ 廃石綿等の特別管理産業廃棄物処分業者への委託 【廃掃法12の2.3】		
	☐ 廃石綿等の収集・運搬を，「特別管理産業廃棄物収集運搬業」の許可業者に，処分を「特別管理産業廃棄物処分業」の許可業者に委託したか【廃掃令6の6】		
	A B ☐ 廃石綿等 ※3 の運搬，処分の委託基準 【廃掃法12の2. 4，廃掃令6の6】		
	☐ 廃石綿等の種類，数量，性状，荷姿，取扱注意事項を文書で通知したか		
	☐ 【廃掃令6の2. 3】に示す事項等を含む委託契約書により委託したか		
石綿含有産業 廃棄物の処理 委託	C ☐ 石綿含有産業廃棄物の産業廃棄物収集運搬業者への委託 【廃掃法12.3】		
	C ☐ 石綿含有産業廃棄物の産業廃棄物処分業者への委託 【廃掃法12.3】		
	☐ 石綿含有産業廃棄物の収集・運搬を，「産業廃棄物収集運搬業」の許可業者に，処分を「産業廃棄物処分業」の許可業者に委託したか【廃掃令6の2】		
	C ☐ 石綿含有産業廃棄物 ※4 の運搬，処分の委託基準 【廃掃法12.4，廃掃令6の2】		
	☐ 【廃掃令6の2. 3】に示す事項等を含む委託契約書により委託したか		
	☐ 特別管理産業廃棄物管理責任者の配置 【廃掃法12の2.6】		
特管産廃管理 責任者の配置	☐ 石綿含有建材の除去作業で廃石綿等の生じる事業場毎に配置したか		
	*特別管理産業廃棄物管理責任者の届出を条例等で定める都道府県あり		
	☐ 特管産廃管理責任者の資格要件 ※5 を満たしているものを配置したか		
	☐ 排出事業者は帳簿を備え，廃石綿等の処理について記載 【廃掃法12.11】		
帳簿の備付け (自己処理の場合)	*運搬・運搬の委託，処分・処分の委託について記載する 【廃掃則8の5】		
	*帳簿は事業場ごとに作成し，1年ごとに閉鎖，閉鎖後5年間保存する		

※1 排出事業者：石綿含有廃棄物等を排出する事業者をいい，建築物や工作物の工事等では，原則として元請業者が該当する

※1. 1 石綿含有廃棄物等：廃石綿等及び石綿含有廃棄物（石綿含有一般廃棄物【廃掃則1の3の3】及び石綿含有産業廃棄物をいう）

※2 特別管理産業廃棄物：産業廃棄物のうち，爆発性，毒性，感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして【廃掃令2の4】で定めるもの【廃掃法2. 5】

※3 廃石綿等【廃掃令2の4. 5へ，廃掃則1の2. 7】：

- ①建築物又は工作物（建築物等）に用いられた石綿含有吹付材から，石綿建材除去事業により除去された当該石綿，
- ②建築物等に用いられた石綿を含む材料から，石綿建材除去事業により除去された以下のもの（1）保温材（石綿保温材，けいそう土保温材，パーライト保温材，けい酸カルシウム保温材），（2）断熱材，（3）耐火被覆材
- ③石綿含有建材除去作業に用いられ，廃棄された用具又は器具で，石綿が付着している恐れのあるもの（プラスチックシート，防じんマスク，HEPAフィルタ等各種フィルタ，保護衣，作業衣，靴カバー，掃除用スポンジ等）

※4 石綿含有産業廃棄物：工作物（建築物を含む）の新築，改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって，石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（廃石綿等を除く）【廃掃則7の2の3】

※5 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件：【廃掃則8の17】

0 - 1 一般事項チェック

⑨施工体制台帳の作成，作業の届出等標識の掲示

項 目	チ ャ ッ ク 項 目	記入欄	確認
施工体制台帳 の作成	共 ☐ 施工体制台帳，再下請負通知書，施工体系図の作成 【建業法24の7】		
	☐ [元請] 施工体制台帳，施工体系図を作成したか		
	☐ [下請] 再下請負通知書の作成，直近上位注文者又は元請へ提出したか		
技術者の配置	共 ☐ 主任技術者又は監理技術者の配置 【建業法26】		
標識の設置	共 ☐ 建設業許可標識の設置 【建業法40】		
掲示 1	A B ☐ 元請業者の調査結果の掲示 【大防法18の17. 4】		
事前調査結果	☐ * 解体等工事が特定工事に該当するか否か（特定建築材料の使用の有無）を調査		
	☐ 公衆の見やすいように掲示板を設けたか		
	☐ * 掲示 4 と兼ねることも可		
掲示 2	A B ☐ 特定粉じん排出等作業に係る掲示 【大防則16の4】		
作業の実施届	☐ 見やすい箇所に次の事項を表示した掲示板を設けたか		
	☐ ・ 特定粉じん排出等作業の実施届の届出年月日，届出先，届出者氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者氏名		
	☐ ・ 特定粉じん排出等作業の実施期間		
	☐ ・ 特定粉じん排出等作業の方法		
	☐ ・ 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所代表者氏名		
	☐ ・ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所		
掲示 3	共 ☐ 石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示（建築物等の解体等の作業に関するお知らせ） 【基安発080200.1,2005. 08. 02】		
作業のお知らせ	☐ 〇関係労働者及び周辺住民の見やすい箇所に次の3種類のいずれかに該当するお知らせを掲示したか		
	☐ ①計画の届出又は作業の届出を行なった解体等作業のお知らせ		
	☐ ②届出を行うことなく石綿障害予防規則に基づく対策を行った解体等作業のお知らせ		
	☐ ③石綿等を使用していない建築物等の解体等のお知らせ		
掲示 4	共 ☐ 事前調査結果の表示 【石綿則3. 3，基発021800.1,2009. 02. 18】		
事前調査結果	☐ 〇関係労働者及び周辺住民の見やすい箇所に次の事項を表示した掲示板を設けたか		
	☐ ・ 石綿等使用有無の目視，設計図書等若しくは分析による調査終了年月日		
	☐ ・ 調査の方法		
	☐ ・ 調査結果の概要		
掲示 4	共 ☐ 都道府県等の条例に基づく掲示		
条例の規定	☐ 〇作業を行う場所の都道府県等の条例を確認し，必要な掲示を行ったか		
	☐		
関係者に対する 情報開示	共 ☐ 建築主，テナント，近隣住民等関係者に対する作業情報の開示		
	☐ 〇状況に応じ建築主，テナント，近隣住民等関係者に対する作業方法，工程，隔離・養生方法，作業状況，廃棄物の保管，廃棄物処分状況等の情報を適宜公開しているか		
	☐		

0 - 1 一般事項チェック

⑩特殊健康診断，健康管理手帳

項 目	チ ェ ッ ク 項 目	記入欄	確認
特殊健康診断	共 ☐ 石綿等※ ¹ の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務※ ² に常時従事する労働者に対する健康診断の実施【石綿則40.1】		
	☐ 雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内毎に1回，定 期に医師による健康診断を実施しているか※ ³		
	☐ [参考] 石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務※ ² に常時従事させたことのある労働者で，現に使用しているものに		
	対する健康診断の実施【石綿則40.2】		
	☐ 6月以内毎に1回，定期に医師による健康診断を実施しているか※ ³		
健康診断記録の 保存	共 ☐ 石綿健康診断結果の記録の保存【石綿則41】		
	☐ 石綿健康診断個人票（石綿則様式2号）を作成し，労働者が当該事業場において常時当該業務に従事しないこととなった日から40年間保存しているか		
健康診断結果の 医師の意見聴取	共 ☐ [参考] 健康診断結果についての医師からの意見聴取【石綿則42】		
	*石綿健康診断の結果に異常の所見を有する労働者の，健康保持に必要な措置について，医師の意見を聴取し，石綿健康診断個人票に記載する		
健康診断結果の 報告	共 ☐ [参考] 定期健康診断結果の労働基準監督署への報告【石綿則43】		
	*石綿健康診断の定期健康診断について，遅滞なく，石綿健康診断結果報告書（石綿則様式3号）を所轄労働基準監督署へ提出する		
健康管理手帳 交付	共 ☐ [参考] 石綿等取扱い業務従事者に対する健康管理手帳の交付		
	【安衛法67,安衛令23.1.11,安衛則53.1】		
	*石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿粉じんを発散する場所における次の業務※ ² に従事していた，一定の要件に該当する者※ ⁴ に対し，離職の際に又は離職の後に健康管理手帳を交付する		
	・石綿等を製造し，又は取り扱う業務		
	・石綿等を製造し，又は取り扱う業務を除く，石綿粉じんを発散する場所における業務（周辺業務）		

※1 石綿等：安衛令6条23号に規定する石綿等をいう【石綿則2.1】

「石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物」【安衛令6.23】

※2 業務：石綿等の製造（試験研究のための製造【石綿則40.1】）又は取扱いが行われる作業場内における業務をいう。但し石綿等の密閉等により石綿粉じんが発散しないよう措置された場所における業務を除く。また石綿等を製造（試験研究のため製造）し，又は取り扱う業務を除く周辺業務を含む。間接ばく露者に対する健康管理対策を充実するため見直した。

【基発112600.1,2008.11.26】

※3 特殊健康診断の対象者：【石綿則15】により関係者以外立入禁止禁止措置を講ずべき作業場における作業に常時従事し，又は常時従事していたもの。対象者の選定に当たっては，必要に応じ，当時の作業施設の見取り図（作業環境測定記録を含む），本人及び同僚からの聞き取り調査，人事記録，じん肺健康診断の対象者であったことを踏まえて判断する。【基発112600.1,2008.11.26】

※4 一定の要件に該当する者：【安衛則53.1】

1 特定建築材料除去工事チェックリスト1(作業場隔離を行う場合) 準備作業

① 特定元方事業者の措置		
項 目	チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目
特定元方事業者		☐ 同一場所で行われる関係請負人の労働者の作業によって生じる労働災害防止措置の実施
の講すべき措置		1. 協議組織の設置及び運営
【安衛法30】		2. 作業間の連絡及び調整
		3. 作業場所の巡視
		4. 関係請負人が行う労働者の安全衛生教育に対する指導及び援助
		5. 工程計画及び機械、設備等の配置計画の作成、当該機械、設備等使用作業に関する関係請負人に対する指導
新規入場時教育		☐ 施工体制台帳及び安全衛生関係管理書類※ ¹ の確認をしたか
		☐ 新規入場者調査票を作成させたか
		☐ 石綿作業主任者を配置しているか、作業員は特別教育を受講しているか
作業計画の周知		☐ 関係作業員に対して作業条件、事前に定めた作業計画等の周知をしたか
【石綿則4. 3】		
作業主任者		☐ 石綿作業主任者の選任（石綿作業主任者技能講習修了者）
【石綿則19】		* 【安衛令6. 23】に掲げる作業※ ² について選任する
【石綿則20】		☐ 石綿作業主任者の職務
		1. 作業の方法（湿潤化、隔離の要領、立入禁止区域の決定等）を決定し、労働者を指揮する
		2. 除じん装置等を1月以内毎に点検する
		3. 保護具の使用状況を監視する
特別教育		☐ 石綿等使用建築物等の解体等作業に就労する労働者に対する特別教育（石綿使用建築物等解体等業務特別教育）の実施
【石綿則27】		☐ 【石綿則4. 1各号】の作業※ ³ を行う作業員に特別教育を行なっているか
作業開始前		☐ 作業開始前ミーティングの実施
ミーティング		☐ 元請担当者、専門工事会社担当者・職長、作業員等と作業開始前打合せを 行い、作業方法・手順、作業分担を確認し、危険予知活動等を行っているか
足場・作業床の点		☐ 足場の組立・点検（工事開始前業務の「足場・養生計画」参照）
		☐ 足場、養生計画に基づき足場を組立てているか
		☐ 外部足場、荷降し用ステージ、屋根上作業通路、墜落防止設備を点検したか
		☐ 脚立、可搬式作業台、移動式ステージ足場、枠組足場、ローリングタワー、高所作業車等の点検、組立部材の点検を行ったか
資機材の点検		☐ 資機材、仮設設備の使用前点検
		☐ 除去作業に使用する資機材の点検を行ったか
		☐ 保護具の点検を行ったか（呼吸用保護具、保護衣、フィルター等交換備品等）
		☐ 工事用電源設備の確認、点検をしたか（必要に応じ工事用分電盤を設置）
		☐ 工事用給排水設備の確認をしたか
※1 作業員名簿、工事安全衛生計画書、作業予定報告書・指示書、持込機械等（電動工具・電気溶接機等）使用届、有機溶剤・特定化学物質等持込使用届、火気使用願、等の書式を指し、全国建設業協会による全建統一様式を参考にする。 ※2 石綿等※^{2.1}を取り扱う作業又は石綿等を試験研究のため製造する作業【安衛令6. 23】 ※2.1 石綿等：安衛令第6条第23号に規定する石綿等をいう【石綿則2. 1】「石綿若しくは石綿をその重量の0. 1%を超えて含有する製剤その他の物」【安衛令6. 23】 ※3 ①石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業、②石綿等の封じ込め、囲い込みの作業【石綿則4. 1. 1・2】		

1.特定建築材料除去工事チェックリスト1（作業場隔離を行う場合）準備作業

② 施工区画、洗浄・更衣設備

項 目	チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目
作業場所の確認		☐ 作業場所，除去対象となる石綿含有建材の確認
		☐ 石綿含有建材等除去対象物，除去範囲の確認を行ったか
		☐ 必要に応じ資材置場等を含めた作業場周辺の施工区画の設定を行ったか
		☐ 作業場 ^{※1} を隔離する場合，隔離する範囲を確認したか
施工区画 ^{※1} の設定		☐ 施工区画の設定
		*施工区画内にセキュリティゾーン，資機材置場，廃棄物一時保管場所等を設けることが望ましい
		☐ 必要に応じ除去作業を行う作業場周辺を区画し，工事関係者以外の立入を制限し又はできなくしたか
		☐ 更衣設備の設置
更衣設備 【石綿則31】		☐ セキュリティゾーン内又は施工区画内に更衣設備を確保したか
		☐ 更衣室又はロッカー等を準備して通勤衣と作業衣を区別して保管しているか
		*ロッカーは通勤衣収納用と作業衣収納用に分けて用意することが好ましい
		☐ 洗眼，洗身又はうがいの設備の設置
洗浄設備 【石綿則31】		☐ 洗眼又はうがいの設備（洗面設備）を確保したか
		*本設の洗面設備の利用，又は仮設の洗面設備の設置等
		*全身を洗浄できる仮設のシャワー設備を用意することが望ましい。
		☐ その他の洗浄設備
休憩場所 【石綿則28】		☐ 呼吸用保護具を水洗いできる設備，作業衣の粉じんを落とす専用ブラシ，高性能真空掃除機を常備しているか
		☐ 【参考】休憩室の設置
		*石綿等を常時取り扱い，又は試験研究のため製造する作業を行なう場合に休憩室の設置が規定されているが，石綿含有建材の除去作業においても設置が望ましい。
		☐ 休憩室を設置する場合，作業場から確実に区画された場所に設置したか
作業前清掃		☐ 休憩室に入る前に体の付着物を除去するため，入口に湿らせたマットを置き衣服用ブラシを備えたか
		☐ 隔離，養生作業を行う前の清掃
		☐ 隔離や養生を行う作業場内外の，石綿粉じんの堆積している恐れのある場所（壁面，窓，床面，設備機械・器具，調度品等の箇所）を清掃 ^{※2} しているか
		☐ 天井仕上材の除去を行う場合，天井仕上材の裏面に剥離した石綿含有吹付材や石綿粉じんが堆積しているときは事前に隔離を行っているか
残置物の移動		☐ 作業開始前清掃を行うときは適切な呼吸用保護具を着用しているか
		☐ 移動しうる残置物の移動
		☐ 機械，設備，調度品等移動しうるものを取外し作業場の外へ移動させたか

※1 当チェックリストで

①「作業場」とは石綿含有建材を直接除去する作業場所を指し，隔離や養生の内部をいう。

②「施工区画」とは作業場を含む資機材置場，廃棄物一時保管場所，セキュリティゾーン等作業に関係する場所をいう。

※2 高性能真空掃除機（HEPAフィルタ付真空掃除機）の使用等による。

1.特定建築材料除去工事チェックリスト1（作業場隔離を行う場合）準備作業

③ 隔 離		
項 目	チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目
作業場の隔離		☐ 特定建築材料 ※1 の除去を行う場所（作業場）の隔離
		☐ 掻き落とし等 ※2 により除去を行う場所（作業場）を隔離しているか
【大防則16の別表7ー】		
【石綿則6】		☐ 石綿等の除去等を行う作業場所の隔離 ※3
		☐ 次の作業を行う作業場所をそれ以外の作業を行う場所から隔離しているか
		1.石綿含有吹付材の除去作業（建築物又は工作物の解体等の作業）
		2.保温材、耐火被覆材等の除去作業（【石綿則13.1.1】の作業 ※4 を伴うものに限る）の作業
		3.封じ込め又は囲い込み（【石綿則13.1.1】の作業を伴うものに限る）の作業
		☐ 天井裏の吹付け石綿等の除去に伴い、あらかじめ天井材の除去作業を行う場合、当該作業場所を隔離しているか
隔離方法 床面		☐ プラスチックシート（厚0.15mm以上）を用い2枚重ね（2重養生）としたか
		☐ 接合部は1重目と2重目では位置をずらし、テープで密着させているか
		☐ シートの端部を壁面に沿って30cm立上げ壁面に密着させて固定しているか
壁面		☐ プラスチックシート（厚0.08mm以上）を用いているか
		*作業の安全管理上、透明なシートを用いることが好ましい
		☐ シートの上部は壁面等にテープを用いて全面をしっかりと密着、固定しているか
		☐ シートの下部は床面シートにテープを用いて全面を密着、固定しているか
		☐ シートの接合部は30cm～45cm重ねを取り、テープで密着させているか
取合い部		☐ スラブ下、梁、天井、下壁等、周囲の建物部分との取合い部、セキュリティゾーンと隔離の取合い部に隙間がないか確認したか
開口部		*屋外に面した開口部、隔離の外に通じる開口部の隔離措置に留意する。
		☐ 外部に面した開口部を隔離するときは防災シート、メッシュシート等で補強し強風による隔離の破損を防止しているか
		☐ セキュリティゾーン以外の出入口、窓、空調用吸込口・吹出口、換気口、開口部等を養生し、密閉しているか
		☐ 設備配管やダクトの隔離区画となる壁面貫通部分の充填処理を確認したか
		（充填が不完全で空隙がないか、石綿含有吹付材で充填されていないか）
設置上の		☐ 除去する特定建築材料の裏面が外部と連続していないか確認したか
注意事項		（石綿含有吹付材のある折版屋根と外壁取合い部に隙間がないか）
		☐ プラスチックシートで水平面の隔離をするときは除去し堆積した特定建築材料の重量で隔離シートが破損しないか、破損しないよう下地を組立てたか
		☐ 隔離作業は適切な呼吸用保護具を着用して行っているか
		☐ 隔離作業に伴い、破損、剥落させた特定建築材料は取り除き、清掃したか
		☐ 集じん・排気装置を稼働させ隔離の破損、漏れの有無、負圧状態を確認したか

※1 特定建築材料：①石綿含有吹付材、②石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材【大防法2.12、大防令3の3】
※2 掻き落とし等：掻き落とし、切断又は破碎。【石綿則13.1.1】に定める作業と同様とみなせる。
※3 石綿含有吹付材の除去作業を行なう作業場は他の場所から隔離しなければならないが、隔離とは当該作業を他の作業から隔離することであり、当該作業場は作業に従事する労働者以外の者の立入は禁止しなければならない、立入禁止表示を行わなければならない。
※4 【石綿則13.1.1】に掲げる作業：石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業。（例）石綿含有吹付材のある天井に吊ベルトの取付け穴を開ける作業。

1. 特定建築材料除去工事チェックリスト1（作業場隔離を行う場合）準備作業

④ 養生

[illegible]

1.特定建築材料除去工事チェックリスト1（作業場隔離を行う場合）準備作業

⑤ セキュリティーゾーン、湿潤化設備

項 目	チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目
セキュリティーゾーン※ ² の設置		☐ 特定建築材料を掻き落とし等 ※ ¹ により除去を行う場所へのセキュリティーゾーンの設置
		☐ 掻き落とし等により除去を行う場所の出入口にセキュリティーゾーンを設置しているか
		☐ 石綿等の除去等を行う作業場所の出入口へのセキュリティーゾーンの設置
		☐ 次の作業を行う作業場所の出入口にセキュリティーゾーンを設置しているか
		1.石綿含有吹付材の除去作業（建築物又は工作物の解体等の作業）
		2.保温材，耐火被覆材等の除去作業（【石綿則13.1.1】の作業 ※ ³ を伴うものに限る）の作業
		3.封じ込め又は囲い込み（【石綿則13.1.1】の作業を伴うものに限る）の作業
		☐ セキュリティーゾーンの構造
		☐ 作業場内に向かって更衣室，洗身室，前室 ※ ⁴ の並ぶ3室構造以上としたか
		☐ 前室 ※ ⁴ に使用済保護衣等を廃棄する廃棄専用プラスチック袋を備えたか
		☐ 前室 ※ ⁴ に高性能真空掃除機又は清掃用水もしくは拭取布を備えたか
		☐ 前室 ※ ⁴ に靴裏に付着した石綿等を取り除く粘着マットを備えたか
		☐ 洗身室にはエアシャワー機械，エアシャワーブース又は温水シャワー設備を設置したか
		☐ 更衣室にロッカー等更衣設備，洗浄設備を備えたか（セキュリティーゾーンの外部で可.）
		*セキュリティーゾーン内に洗浄設備を設けた場合であっても【石綿則31】に基づく設備 ※ ⁵ は前室以外の場所に設ける必要がある【基発0218001,2009.02.18】
		☐ 更衣室に呼吸用保護具の清掃用水又は拭取布，交換用フィルタを備えたか
		☐ 設置上の注意
		☐ 屋外にセキュリティーゾーンを設置する場合，強風により石綿粉じんが外部に飛散しない措置を取っているか（セキュリティーゾーンと隔離シートの接続部の補強，前室内の各室仕切りの補強（ジッパ式），セキュリティーゾーン周囲をニヤ板，シート類で覆う等.）
		☐ セキュリティーゾーンの出入口を階段等床に段差のある場所に接近して配置していないか
エアレススプレイヤの設置		*出入りのさい，床段差につまづいて転倒する危険がある.
		☐ 設置上の注意
		*粉じん飛散抑制剤又は粉じん飛散防止剤を散布する場合に使用されるが，除去建材の散水による湿潤化に用いられることもある
		☐ 粉じん飛散抑制剤，粉じん飛散防止剤を用意しているか
		☐ 薬液の取替え補充が容易な位置に配置しているか

※ 1 掻き落とし等： 掻き落とし，切断又は破碎。【石綿則13.1.1】に定める作業と同様とみなせる。

※ 2 大防則第16の4，別表第7ーでは前室の設置とされている。一般的にはセキュリティーゾーンを指す。「隔離された作業場所の 出入口に設けられる隔離された空間のこと」【基発0218001,2009.02.28】

※ 3 石綿則第13条第1項第1号に掲げる作業： 石綿等の切断，穿孔，研磨等の作業。（例）石綿含有吹付材のある天井に吊ボルトの取付 け穴を開ける作業。

※ 4 前室： 当該前室はセキュリティーゾーン内の3つの室の内の1室で，作業場に直接接続する室を指す。

※ 5 【石綿則31】に基づく設備： 洗眼，洗身又はうがいの設備，更衣設備及び洗濯設備

1.特定建築材料除去工事チェックリスト1（作業場隔離を行う場合）準備作業

⑥ 集じん・排気装置			
項 目	チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目	
集じん・排気装置 の設置 【大防則16の 別表7ー】		☐ 特定建築材料の除去を行う場所の負圧の確保，排気に集じん・排気装置の使用	
		☐ 掻き落とし等 ※ ¹ により除去を行う場所（作業場）を負圧に保ち，作業場の排気にHEPAフィルタ（JIS-Z8122）を付けた集じん・排気装置を使用しているか	
【石綿則6】 設置計画		☐ 石綿等の除去等を行う作業場所の負圧の確保，排気に集じん・排気装置の使用	
		☐ 次の作業を行う作業場所を負圧に保ち，作業場所の排気にろ過集じん方式の集じん・排気装置を使用しているか	
		1.石綿含有吹付材の除去作業（建築物又は工作物の解体等の作業）	
		2.保温材，耐火被覆材等の除去作業（【石綿則13.1.1】の作業 ※ ² を伴うものに限る）の作業	
		3.封じ込め又は囲い込み（【石綿則13.1.1】の作業を伴うものに限る）の作業	
		☐ 作業場を4回/時間以上換気する必要。換気量から設置台数を算出し設置したか （排気ダクトの圧力損失を考慮し少なくとも定格の80%以下の排気能力で算出する）	
		☐ 作業場の内部に設置したか（止むを得ない場合は隔離の外部とする。1次、2次フィルタの交換は隔離内部 で行えるよう配慮する）	
		☐ 集じん・排気装置（吸引ダクト先端）の位置は隔離出入口に対して適切か （作業場内の気流のショートサーキットを生じる位置となっていないか）	
		☐ 搬入	
		☐ プラスチックシート等で梱包して搬入しているか	
稼働開始前点検		☐ 集じん・排気装置1台毎に点検整備記録，フィルタ交換記録を作成し，稼働開始前に点検整備状況を確認したか	
		*集じん・排気装置は原則として作業終了時に点検，フィルタ交換及び清掃等整備を行い，点検整備記録，フィルタ交換記録を作成後，吸引口・排気口の密封養生を行い，梱包材等で養生して搬出する	
		☐ 集じん・排気装置の稼働前に、排気口ダクト内でデジタル粉じん計等により漏洩の有無を確認したか	
		☐ 集じん・排気装置の点検整備又はフィルタの交換を行った時に，点検整備記録，フィルタ交換記録を作成しているか	
		☐ 集じん・排気装置の函体に破損，隙間がないか	
	フィルタの点検 ※		☐ フィルタの交換頻度，交換方法・場所，交換者を確認したか。H E P Aフィルタの前回及び次回の交換時期を確認したか
			☐ フィルタの装着忘れがないか
			☐ フィルタは正しく装着されているか （異物の挟まれ，フィルタと函体の隙間，フィルタの固定の不備等がないか）
			☐ フィルタの予備を備えているか
			☐ ダクトの点検
ダクトの点検		☐ 吸引ダクト，排気ダクトの素材は適切か，集じん・排気装置への固定は確実か	
		☐ 排気ダクトが隔離を貫通する箇所は密閉しているか	
		☐ 排気ダクトの先端の位置は屋外へ出しているか、絞り込んでいないか。	

※1 掻き落とし等：掻き落とし，切断又は破碎。【石綿則13.1.1】に定める作業を指す。

※2 【石綿則13.1.1】に掲げる作業：石綿等の切断，穿孔，研磨等の作業。

※3 【基安化発0127-1,環水大大発110127002,2011.01.27】

1. 特定建築材料除去工事チェックリスト1（作業場隔離を行う場合）準備作業

⑦ 集じん・排気装置、負圧・気流の確認

項 目	チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目
集じん・排気装置の稼働		☐ 集じん・排気装置の試運転
		☐ 集じん・排気装置が正常に運転しているか（異音等発生していないか）
		☐ 集じん・排気装置の吸入口より空気を吸引しているか
		☐ 作業開始前の集じん・排気装置の漏えいの有無の確認（以下の手順で行う）
負圧の確認・排気 気流の確認		① 集じん・排気装置の排気口先端にアルミダクトを使用し、その位置でダクト内の空気を採取し、デジタル粉じん計等を用いてダクト内の空気の粉じん量を測定する方法により行う。
		② 集じん・排気装置とデジタル粉じん計を稼働させ、ダクト内の粉じん濃度が「0」に近い値を示す値を示し、安定すれば正常
		③ 正常と判断できる場合、集じん・排気装置の吸引口及び装置付近でスモークテスターで煙を出し、粉じん計等の濃度変化がないことを確認
		④ ②、③で異常が確認された時は、スモークテスターを用いて、その原因を究明し措置を講じる
		☐ 集じん・排気装置の運転による作業場内の負圧化及び排気気流の確認
		☐ 作業場内に面したセキュリティゾーン出入口から気流が場内に向かっていているか
		（スモークテスト、吹き流し等を用いて確認する。）
		☐ 作業場内から集じん・排気装置に向かい、気流が均一に流れているか
		*スモークテストを用いて、次の場所から集じん・排気装置の吸引口に向かう気流の流れが均一であるか確認する
		・作業場内で集じん・排気装置よりもっとも距離のある場所（スラブ下近辺の足場上の場所を含む）
		・作業場内の四隅等の入隅の場所で気流の滞留しやすい場所
		*気流の弱い箇所のある場合は、集じん・排気装置の位置を調整し、又は吸引ダクトを取り付けて滞留する部分の空気を吸引する
		☐ 隔離養生（プラスチックシート）の壁面が作業場内側にはらんでいるか
		☐ マイクロマノメーター（精密微差圧計）を用い、セキュリティゾーン及び作業場内の負圧を確認しているか
		*差圧は-2～-5Pa程度
		*自動記録装置を用い負圧の計測値を一定時間毎に記録することが望ましい

1. 特定建築材料除去工事チェックリスト1(作業場隔離を行う場合)準備作業

⑧ 呼吸用保護具の規制・管理

[illegible]

※ 1 石綿等の切断等の作業：①石綿等の切断，穿孔，研磨等の作業 ②石綿等を塗布し，注入し，又は張付けられた物の解体等の作業（石綿等が使用されている建築物，工作物又は船舶の解体等の作業を含む。）③石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業 ④粉状の石綿等の容器への出し入れの作業 ⑤粉状の石綿等の混合作業 ⑥前各号の作業において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業【石綿則13.1】

※ 2 石綿含有吹付け材の除去作業：【石綿則6.1.1】の作業をいい、石綿含有吹付け材の除去作業に伴う一連の作業をいう。例）隔離された作業場所における、除去した石綿等を袋に入れる作業、現場監督に係る作業等についても含まれる【基発0218001.2009.02.18】

※ 3 電動ファン付き呼吸用保護具：JIS-T 8157に適合するもののうち、防護率が99.9%以上（JIS-T 8157の4.1のS級）のものであって、フィルタの捕集効率が99.9%以上（JIS-T 8157の4.2のA級）のものをいう【基発0218001.2009.02.18】

※ 4 空気呼吸器： JIS-T 8155に適合するもの又は同等以上の性能を有するもの、酸素呼吸器： JIS-M7601若しくはJIS-T 8156に適合するもの又は同等以上の性能を有するもの、送気マスク： JIS-T 8153に適合するもの又は同等以上の性能を有するもの（以上【基発0218001.2009.02.18】）

※ 5 臨時に就業させる：当該建築物において通常労働者が立ち入らない場所における臨時の作業に従事させることをいう。例）天井裏、エレベーターの昇降路等における設備の点検、補修等の作業、掃除の作業等【基発0811002,2006.08.11】

※ 6 呼吸用保護具：送気マスク等給気式呼吸用保護具（簡易救命器及び酸素発生式自己救命器を除く）、防じんマスク並びにJIS-T 8157に適合した面体形及びフード形の電動ファン付き粉じん用呼吸用保護具をいい、これらのうち、防じんマスクについては、国家検定に合格したものであること【基発0318003.2005.03.18】

※7 「防じんマスクの選択、使用等について」【基発0207006,2005.02.07】

※8 「防じんマスクの規格」【安衛法42】に基づく検定【機定則14】。面体及びろ過材ごとに型式検定合格標章が貼られている。

1. 特定建築材料除去工事チェックリスト1(作業場隔離を行う場合) 準備作業

⑨ 呼吸用保護具の選択基準		
項 目	チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目
呼吸用保護具 の選択基準		○除去作業では作業の種類に応じた有効な呼吸用保護具を用意したか ※1
		*作業の種類に対応した呼吸用保護具の区分
		1. 石綿含有吹付材(レベル1の建材)
		(1)掻き落とし, 破碎, 切断, 穿孔, 研磨による除去 : 区分1
		(2)グローブバッグ工法 : 区分1, 2, 3
		(3)封じ込め, 囲い込み(破碎, 切断, 穿孔, 研磨を伴うもの) : 区分1
		(4)囲い込み(破碎, 切断, 穿孔, 研磨を伴わないもの) : 区分1, 2, 3
		2. 石綿含有耐火被覆材, 断熱材, 保温材(レベル2の建材)
		(1)切断, 穿孔, 研磨等の作業を伴う除去 : 区分1
		(2)耐火被覆材, 保温材の除去におけるグローブバッグ工法 : 区分1, 2, 3
		(3)封じ込め, 囲い込み(破碎, 切断, 穿孔, 研磨を伴うもの) : 区分1
		(4)囲い込み(破碎, 切断, 穿孔, 研磨を伴わないもの) : 区分1, 2, 3, 4
		(5)保温材の原形のままの取り外し(切断等を伴わないもの) : 区分1, 2, 3, 4
		(6)保温材の非石綿部での切断(石綿取扱い作業以外) : 区分1, 2, 3, 4
		3. その他の作業
		準備作業, 隔離養生作業, 片付け・清掃作業 : 区分1, 2, 3, 4
		*上記1～4の区分は以下による
		区分1 : ・電動ファン付き呼吸用保護具(面体形及びフード形)
		・ブレッシャデマンド形(複合式)エアラインマスク
		・送気マスク(一定流量形エアラインマスク, 送風機形ホースマスク等)
		・自給式呼吸器(空気呼吸器, 圧縮酸素形循環式呼吸器)
		区分2 : 全面形取り替え式防じんマスク(R L 3, R S 3 ; 粒子捕集効率99.9%以上)
		区分3 : 半面形取り替え式防じんマスク(R L 3, R S 3 ; 粒子捕集効率99.9%以上)
		区分4 : 取り替え式防じんマスク(R L 2, R S 2 ; 粒子捕集効率95%以上)
※1 作業の種類に応じた呼吸用保護具 : 詳細は付録3「石綿飛散防止技術にかかわる機器等一覧」, 又は「新版建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」(建設業労働災害防止協会) 参照		

1. 特定建築材料除去工事チェックリスト1(作業場隔離を行う場合) 準備作業

⑩ 保護衣・作業衣		
項 目	チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目
作業衣・保護衣 の使用規制	☐	石綿等の切断等の作業 ※ ¹ 【石 綿 則 14.2】
	☐	*石綿等の切断等作業に従事するときは作業衣 ※ ² 又は保護衣を使用させる
作業衣・保護衣 の選択基準	☐	○除去作業では作業の種類に応じた保護衣又は作業衣を用意したか ※ ⁴
	☐	*作業の種類に対応した保護衣又は作業衣の区分
	☐	1. 石綿含有吹付材(レベル1の建材)
	☐	(1)掻き落とし, 破碎, 切断, 穿孔, 研磨による除去 : 区分1
	☐	(2)グローブバッグ工法 : 区分1, 2
	☐	(3)封じ込め, 囲い込み(破碎, 切断, 穿孔, 研磨を伴うもの) : 区分1
	☐	(4)囲い込み(破碎, 切断, 穿孔, 研磨を伴わないもの) : 区分1, 2
	☐	2. 石綿含有耐火被覆材, 断熱材, 保温材(レベル2の建材)
	☐	(1)切断, 穿孔, 研磨等の作業を伴う除去 : 区分1
	☐	(2)耐火被覆材, 保温材の除去におけるグローブバッグ工法 : 区分1, 2
	☐	(3)封じ込め, 囲い込み(破碎, 切断, 穿孔, 研磨を伴うもの) : 区分1
	☐	(4)囲い込み(破碎, 切断, 穿孔, 研磨を伴わないもの) : 区分1, 2
	☐	(5)保温材の原形のままの取り外し(切断等を伴わないもの) : 区分1, 2
	☐	(6)保温材の非石綿部での切断(石綿取扱い作業以外) : 区分1, 2
	☐	3. その他の作業
	☐	準備作業, 隔離養生作業, 片付け・清掃作業 : 区分1, 2
	☐	*上記1, 2の区分は以下による
	☐	区分1 : 保護衣
	☐	区分2 : 作業衣
	☐	○作業衣は粉じんの付着しにくいものを使用しているか 【基発0318003, 2005.03.18】
	☐	
	☐	
	☐	
	☐	
	☐	
	☐	
☐		
☐		
☐		

※1 石綿等の切断等の作業 : ①石綿等の切断, 穿孔, 研磨等の作業 ②石綿等を塗布し, 注入し, 又は張付けられた物の解体等の作業
(石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を含む。) ③石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業 ④粉状の石綿 等の容器への出し入れの
作業 ⑤粉状の石綿等の混合作業 ⑥前各号の作業において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業【石綿則13.1】

※2 作業衣 : 粉じんが付着しにくいものとする。【基発0318003,2005.03.18】

※3 臨時に就業させる : 当該建築物において通常労働者が立ち入らない場所における臨時の作業に従事させることをいう。例) 天井裏, エレベーターの昇降
路等における設備の点検, 補修等の作業, 掃除の作業等。【基発0811002,2006.08.11】

※4 作業の種類に応じた呼吸用保護具 : 詳細は付録3「石綿飛散防止技術にかかわる機器等一覧」, 又は「新版建築物等の解体等工事 における石綿粉じんへ
のばく露防止マニュアル」(建設業労働災害防止協会)参照

1. 特定建築材料除去工事チェックリスト1（作業場隔離を行う場合）準備作業

⑪ 立入禁止措置、5種類の注意喚起表示

[illegible]

※1 呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用している者を立入禁止の対象としていないが、みだりに当該作業場所で他の作業を行う べきではない。【基発 0218001,2009.2.18】

※2 (例) 石綿が吹き付けられた壁、天井等に穴を開けることなく、覆いを固定して設置する作業 【基発0811002,2006.08.11】

※ 3 石綿等： 安衛令第6条第23号に規定する石綿等という【石綿則2.1】 「石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤 その他の物」【安衛令6.23】

※ 4 【石綿則 7.1.1.2】の作業：石綿含有保温材・耐火被覆材・断熱材の除去作業（切断、穿孔、研磨等の作業を伴うものを除く）又は石綿等の囲い込み囲い込みの作業（切断、穿孔、研磨等の作業を伴うものを除く）

※5 石綿等の使用が明らかになった場合でも、その旨と調査方法、調査場所等を掲示（基安発0213号1，2012.2.13）

[illegible]

①建築物又は工作物（建築物等）に用いられた石綿含有吹付材から、石綿建材除去事業により除去された当該石綿、

②建築物等に用いられた石綿を含む材料から、石綿建材除去事業により除去された以下のもの（１）保温材（石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材、けい酸カルシウム保温材）、（２）断熱材、（３）耐火被覆材

③石綿含有建材除去作業に用いられ、廃棄された用具又は器具で、石綿が付着している恐れのあるもの（プラスチックシート、防じんマスク、ＨＥＰＡフィルター等各種フィルタ、保護衣、作業衣、靴カバー、掃除用スポンジ等）

215

① 作業基準、集じん・排気・負圧化の確認、隔離の確認		
項 目	チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目
作業基準 【大防則16の4 別表7. 一】		☐ 作業基準
		*解体する建築物等に使用されている特定建築材料 ※1を、以下の基準により 除去する作業 (二, 三を除く)
		1. 特定建築材料の除去作業場の隔離, 作業場の出入り口へのセキュリティゾーンの設置
		2. 作業場の負圧の維持, 排気にHEPAフィルタ付集じん・排気装置の使用
		3. 除去する特定建築材料の薬液等による湿潤化
作業計画に 基づく作業 【石綿則4】		☐ 作業計画に基づく作業の実施
		☐ 以下の作業を行なうとき, 事前に定めた作業計画に基づき作業を行っているか
		1. 石綿等が使用されている建築物, 工作物又は船舶の解体等の作業
		2. 石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業
		☐ 作業中の作業計画の見直し【基発0318003, 2005. 03. 18】
本設備の停止		☐ 施工中に事前調査では把握していなかった石綿含有建材を発見した場合, そのつど作業計画の見直しを行っているか
		☐ その他の作業計画
		*夏季作業では熱中症の危険を考慮して作業時間, 休憩時間を設定する ※2
		☐ 空調運転の停止, エレベータ機械等稼動機械設備の停止
		☐ 建築物等を使用しながら除去作業を行う場合, 作業場内の空調吸入口を密封すると共に, 作業場周辺の空調設備の運転を停止したか
負圧化, 集じん ・排気確保		☐ 稼動中の機械設備を有する作業場では, 除去作業前(除去作業の間)に当該機械設備の運転を停止したか
		☐ 除去作業中, 機械設備の運転を止むを得ず停止できない場合, 当該機械との接触防止養生(機械設備の堅固な養生等)を行ったか
		☐ 除去作業場所の負圧化, 集じん・排気装置の使用
		☐ 除去作業開始前(湿潤化開始前)に集じん・排気装置の運転を開始したか
		☐ 作業開始直後、及び作業終了まで定期的又は連続で排気ダクト内の空気の測定を行う。 作業前濃度より上昇がみられたときは、その原因を究明し必要な措置を講じる
【大防則16の4 別表7. 一】		☐ 集じん・排気装置が正常に稼働し, 作業場内が負圧に保たれているか
		*隔離養生シートのはらみ, マイクロマンメーターの数値を確認する。排気口ダクト内の粉じん測定(デジタル粉じん計等)
		☐ フィルタは適切に交換されているか ※3,4
		☐ フィルタは隔離の内部で交換しているか
		☐ 集じん・排気装置の1台ごとにフィルタ交換記録を作成しているか
隔離の確認		☐ 取り外した使用済みフィルタは二重袋詰めしているか
		☐ 気流がセキュリティゾーン前室への出入り口から集じん・排気装置の吸引口に向かって一定に流れているか
		☐ 日々の作業開始前に、セキュリティゾーン及び作業場が負圧になっていることを確認する
		☐ 隔離養生シートが破損していないか、養生テープがはがれていないか
		☐ 隔離養生シートとセキュリティゾーンの取り付け部に隙間がないか
		☐ 隔離養生シートと排気/吸引ダクト又は集じん・排気装置の間に隙間がないか
※1 特定建築材料：①吹付け石綿【レベル1】，②石綿を含有する断熱材，保温材及び耐火被覆材【レベル2】 【大防法2. 12, 大防令3の3】 ※2 換気(負圧)計算を行った上、スポットクーリング装置等を用い、前室を通じて冷風の供給を行うこと等を検討する。 ※3 1次フィルタは3～4回/日、2次フィルタは1回/日、HEPAフィルタは1次、2次フィルタを取り替えても目詰まりを起こす可能性のある場合(500間程度)が交換の目安 ※4 【基安化発0127-1,環水大大発110127002,2011. 01. 27】		

② 呼吸用保護具の使用

項 目	チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目
呼吸用保護具 の使用		○除去対象建材及び作業・工法の種類に応じて有効な呼吸用保護具を使用しているか ※ ¹
		*作業の種類に対応した呼吸用保護具の区分
		1. 石綿含有吹付材（レベル1の建材）
		(1)掻き落とし、破碎、切断、穿孔、研磨による除去：区分1
		2. 石綿含有耐火被覆材、断熱材、保温材（レベル2の建材）
		(1)切断、穿孔、研磨等の作業を伴う除去：区分1、2 ※ ²
		3. その他の作業
		準備作業、隔離養生作業、片付け・清掃作業：区分1、2、3、4
		*上記1～4の区分は 準備作業【呼吸用保護具の選択基準】による
		○次の使用上の注意事項を守っているか ※ ³
【石綿則45】		・常時有効 ※ ⁴ かつ清潔に保持する
【石綿則46.1】		・他の衣服等から隔離して保管する
【石綿則46.2】		・付着した物を除去した後でなければ作業場外への持出し禁止
		(同一場所で一定期間連続作業を行う場合は施工区画内で保管)
		・[電]電池の消耗により送風量が低下したら電池を充電又は交換する
		・[防]マスクを装着したら必ずフィットテストを行い、顔面と面体の気密性を確認する
		・[電・防]半面形を使用する場合は保護めがね又はフードを併用する
		・頭部や顔面にタオル等を当てた上から装着しない
		・フィルタは毎日交換するか、[電]送風量が低下したら新しいフィルタに交換する、
		[防]使用中に息苦しくなったら交換する
		・フィルタを交換するときは、粉じんが飛散しないよう、ていねいに取り扱う
		(フィルタをたたいたり、フィルタに圧縮空気を吹き付けたりしない)
		・使用したフィルタは作業場外への持出し禁止
		・フィルタを廃棄するときは、廃棄専用プラスチック袋で二重こん包する
		・顔面と面体との密着を妨げるため、ひげやもみあげ等は剃る
		○次の使用前点検を行っているか
		・面体各部の破損、[電]電動ファン・連結管の破損（亀裂、変形、ひび割れ）
		・排気弁、排気弁座の破損、べとつき、汚れ、異物の付着
		・フィルタの取付けの有無、取付け状態、[電]電動ファンの作動状態
		・しめひもの弾力の有無（伸びきった状態でないこと）

※1 準備作業9「呼吸用保護具の選択基準」又は準備作業10「作業衣・保護衣の選択基準」参照

※2 石綿含有耐火被覆板、煙突石綿断熱材の除去においては区分1の呼吸用保護具の使用が望ましい

※3 「防じんマスクの選択、使用等について」【基発0207006 2005.02.07】、「新版建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（建設業労働災害防止協会編）第5章「保護具」参照。[電]：電動ファン付き呼吸用保護具、[防]：代替式防じんマスク

※4 各部の破損、脱落、たるみ、湿気の付着、変形、耐用年数の超過等保護具の性能に支障をきたしている状態でないこと

【基発0318003、2005.03.18】

③ 保護衣、保護具の使用

[illegible]

※1 石綿等の切断等の作業：【石綿則13.1】

※ 2 準備作業9「呼吸用保護具の選択基準」又は準備作業10「作業衣・保護衣の選択基準」参照

④ 湿潤化措置、除去作業、石綿粉じん濃度測定

項 目	チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目
湿潤化措置 【石綿則13】 【大防則16の4, 別表7ー】		☐ 石綿等の切断等の作業 ※1における石綿等の湿潤化
		☐ 特定建築材料の掻き落とし等による除去作業で、石綿等を湿潤化しているか
		☐ 除去する特定建築材料 ※2の薬液等による湿潤化
		☐ 除去する特定建築材料を粉じん飛散抑制剤等で湿潤化しているか
		☐ 特定建築材料に粉じん飛散抑制剤を十分含浸、浸透させているか
		*粉じん飛散抑制剤の散布時間を取扱説明書等、試験吹きで確認し、守る
		*除去作業中発じん量が増大した場合は再度粉じん飛散抑制剤を散布する
		☐ 除去作業の注意事項
		☐ 脚立、可搬式作業台、移動式ステージ上作業の注意事項
		・体のバランスを維持しながら作業を行い、背伸びや爪先立ちをしたり、無理に腕を伸ばして作業をしていないか
		・足場の端部を意識し、体を移動させるときは移動の前に必ず足元の位置を確認しているか
		・腕や手に無理な力を加えていないか
		☐ ローリングタワーを使用する作業の注意事項
		・手すりが適切に取り付けられているか（手すり高さ）
除去作業		・アウトリーガを張り出し、床に固定しているか
		・安全帯を使用しているか
		☐ 2 m以上の高所作業となるときは安全帯を着用し、使用しているか
		☐ 鉄骨梁等の耐火被覆材等重量物を破砕する場合は、床面へ落下して隔離養生シートが
		破損しないよう薄ベニヤ板等で養生しているか
		☐ 前室（セキュリティゾーン）の適切な使用
		☐ 作業場から退出する時、前室で保護衣、保護手袋、靴カバーを脱いでいるか
		☐ 前室でH E P Aフィルタ付真空掃除機を用い、器具・工具、足場等資機材、廃棄物用袋、保護衣等付着した石綿粉じんを吸取っているか
		☐ 作業場から退出する時、洗身室で身体や作業衣、呼吸用保護具に付着した石綿粉じんを
		払い落としているか
		☐ 更衣室で呼吸用保護具を着脱しているか
		☐ 集じん換気及び隔離効果の確認のための石綿粉じん濃度測定の実施
		*1.作業場内、2.セキュリティゾーン出入口、3.集じん・排気装置の吹出口
		（排気ダクト先端）付近、4.施工区画・隔離養生シート外側周辺又は敷地
前室の使用		境界の石綿粉じんの濃度測定及び作業環境評価の実施が望ましい ※3
		*工事発注者の発注条件を確認し、監督者・監理者と協議の上、実施する。
		☐ 都道府県等の定める石綿粉じん濃度測定の実施（例：東京都）
		☐ 都道府県等の定める石綿粉じん濃度測定を実施したか
【石綿則32の2】		
隔離効果確認 測定・外部飛散 監視		

※1 石綿等の切断等の作業：①石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業 ②石綿等を塗布し、注入し、又は張付けられた物の解体等の作業（石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を含む。） ③石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業 ④前各号の作業において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業 【以上主なもの】 【石綿則13.1】

※2 特定建築材料：①吹付け石綿【レベル1】，②石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材【レベル2】 【大防法2.12，大防令3の3】

※3 「建築改修工事監理指針（下巻）（平成25年版）」（国土交通省），「アスベストモニタリングマニュアル（第4.0版）」（環境省）参照

⑤ 廃石綿等の梱包、一時保管、作業終了前処理

項 目	チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目
廃棄物の梱包 【石綿則32】 【廃掃令65.1.3. ル.(1)】		☐ 運搬、貯蔵時の容器又は包装
		☐ 石綿等の運搬、貯蔵は、堅固な容器を使用し又は確実な包装をしているか
		☐ 容器又は包装の表面に石綿の収納と取扱い注意事項を表示しているか
		☐ 使用済み容器・包装の粉じん飛散防止措置を講じ、一定の場所へ集積したか
		☐ 廃石綿等の埋立処分のさいの梱包等の措置
		☐ 廃石綿等が飛散しないよう、あらかじめ固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で2重に梱包しているか
		☐ 除去し廃棄する、特定建築材料※ ¹ （廃石綿等）の梱包
		☐ 除去した特定建築材料は廃棄専用プラスチック袋※ ² に詰め、密封しているか
		*収集・運搬、処分のさいの袋の破損防止のため、袋詰めの際、袋の中の空気をよく抜いて密封する 【石綿処理マ5.2】
		*袋に入りきらない耐火被覆材等の端材はプラスチックシートにて梱包、密封する。
		☐ 梱包した廃棄専用プラスチック袋の表面に付着した石綿粉じんを、高性能真空掃除機等を用い、セキュリティゾーンの前室で取り除いているか
		☐ 梱包したプラスチック袋はさらに袋に収納（2重袋詰め）して、密封しているか
		*袋の中の空気をよく抜いて密封する。
		☐ 作業当日除去した廃棄物は当日中にすべて梱包（2重袋詰め）しているか
廃棄物の 一時保管		☐ 除去した廃棄物の一時保管
		☐ 梱包した廃棄物は一時保管場所へ運搬、集積しているか
		☐ 梱包した廃棄物を作業場内に放置していないか
		☐ 梱包したプラスチック袋を破損させないように、慎重に取扱っているか
除去後の確認		☐ 除去作業後の残存建材の有無の確認
		☐ 除去作業の後、特定建築材料の下地面に残存物がないか確認しているか
作業終了前処理		☐ 作業終了前清掃
		☐ 当日の作業終了前に、作業足場上に堆積した除去残材を集積し、作業場内の床面を清掃しているか
		☐ 集積した廃棄物はすべて梱包（2重袋詰め）し作業場内から搬出しているか
		☐ 隔離シート面、空気中への粉じん飛散防止剤の散布
		☐ 作業終了前清掃の終了後、隔離養生シート面へ粉じん飛散防止剤を散布し粉じんを固着させているか
		☐ 作業場内の浮遊粉じんが多い場合、空気中へ粉じん飛散防止剤を散布してシートに付着した浮遊粉じんを沈降させているか
		☐ 作業場内の汚染空気集じん・排気
		☐ 作業終了後、集じん・排気装置の運転を1.5時間以上継続し、作業場内の汚染空気を集じん・排気して、隔離の外部の空気と入れ替えているか※ ³

※1 特定建築材料：①吹付け石綿【レベル1】，②石綿を含有する断熱材，保温材及び耐火被覆材【レベル2】 【大防法2.12，大防令3の3】

※2 廃棄専用プラスチック袋：①厚さが0.15mm以上のもの（十分な強度を有するもの）が望ましい，②収納物が廃石綿等である旨及び取扱い時の注意事項が表示されているものを使用する 【廃掃令4の2.1.1.2，廃掃則1の10，石綿則32.2】

※3 除去作業の期間中、集じん・排気装置は隔離内部の負圧を維持し、作業場内の空気を漏洩させないため、原則として作業終了後も連続運転を行う。但し、夜間の無人運転に伴う騒音の発生防止、隔離養生の破損時対応を考慮して集じん・排気装置を停止させるときは、作業終了後上記の時間運転させた後、停止させる

1. 特定建築材料除去工事チェックリスト1(作業場隔離を行う場合) 除去作業完了後の撤収業務

① 作業場内清掃、検査、石綿粉じん飛散抑制措置(湿潤化措置)			
項 目	チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目	
作業場内の清掃 【石綿則3.2の2】		☐ 設備機器等残置物養生面の除去、清掃	
		○ 照明器具、設備配管、設備機器・盤類、事務機器等残置物の養生シートに付着した粉じんや廃棄物片を取り除いたか	
		☐ 石綿等を取り扱う作業に使用した器具、工具、足場等 ※ ¹ 資機材の付着物の作業場外搬出前の除去・清掃	
		○ 石綿等を取り扱う作業に使用した器具、工具、足場等について、作業場外に持ち出す前に付着した物を除去しているか(廃棄のため梱包したときを除く)	
		○ 清掃は上部から下部へ向って進めているか	
		○ 脚立、可搬式作業台、移動式ステージ、ローリングタワー又は固定足場上に落下した残材、養生シートに付着している粉じんや廃棄物片を取り除いたか	
		○ 養生をしていない資機材に付着した石綿粉じんを、高性能真空掃除機で取り除き又は濡れぞうきん等で拭き取ったか	
		○ 集じん・排気装置、吸引ダクト、排気ダクト等資機材に付着した粉じんや廃棄物片を取り除いたか	
		○ 使用工具に付着した石綿粉じんを濡れぞうきん等で拭き取って搬出したか	
		☐ 床面の清掃	
		○ 最後に床面の隔離シート、養生シート又は床面の上の清掃を行ったか	
		○ 粉じん、廃棄物を残らず清掃し、梱包したか	
	検査		☐ 除去作業の最終検査
			○ 除去面に取り残した特定建築材料又は成形板がないか、くまなく確認したか
			○ 清掃の忘れがないか、くまなく確認したか
	隔離養生等撤去前の粉じん飛散抑制措置 【大防則16の4 別表7】 【石綿則6.3】		☐ 隔離養生又は養生撤去前の特定粉じん ※ ² の飛散抑制措置、
			○ 作業場の隔離養生又は養生を撤去する前に、特定建築材料を除去した下地面へ
			特定粉じんの飛散を防止するための粉じん飛散防止剤を散布しているか
		☐ 隔離養生撤去前の吹付け石綿等、石綿含有保温材・耐火被覆材・断熱材を除去した部分の湿潤化 ※ ³	
		○ 隔離養生を撤去する前に、吹付け石綿等、石綿含有保温材・耐火被覆材・断熱材を除去した部分を湿潤化しているか ※ ³	
		* 除去した面に粉じん飛散防止剤を散布する	
		☐ 隔離シート面、養生シート面への粉じん飛散防止剤の散布	
		○ 隔離シート面、養生シート面へ粉じん飛散防止剤を散布しているか	
		☐ 空気中への粉じん飛散防止剤の散布	
		○ 作業場内の浮遊粉じんが多い場合、空気中へ粉じん飛散防止剤を散布して浮遊粉じんを沈降させているか	

※¹ 器具、工具、足場等：作業場内で使用され、粉じんが付着した物すべてが含まれ、支保工等の仮設機材、高所作業車等の建設機械等も含まれる【基発0811002,2006.08.11】

※² 特定粉じん：石綿【大防法2,大防令2の4】

※³ 湿潤化：表面に皮膜を形成し粉じんの飛散を防止することができるような薬液等により行う必要がある【基発0218001,2009.02.18】

1. 特定建築材料除去工事チェックリスト1(作業場隔離を行う場合) 除去作業完了後の撤収業務

① 隔離解除, 集じん・排気装置整備・搬出, 養生撤去			
項 目	チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目	
隔離の解除		☐ 作業場内の石綿粉じん濃度確認後の隔離の解除	
		*作業場の隔離の解除は原則として, 作業場内の石綿粉じん濃度が作業場外の汚染されていない空気中の石綿粉じん濃度と同程度であることを確認した後に解除することができる	
		*やむを得ず測定できない場合, 隔離の解除前に集じん・排気装置を1.5時間以上継続運転し, 作業場内の石綿粉じんを集じん・排気し, 作業場外の空気と置換させる	
		*アモサイト、クロシドライトは沈降しにくいので注意が必要	
		○隔離を解除するため, 集じん・排気装置を1.5時間以上連続運転しているか	
		*隔離養生シート撤去後の石綿粉じんの沈降堆積を防止するため, 集じん・排気装置の運転時間を確保する	
	集じん・排気装置の整備・搬出		☐ 集じん・排気装置のフィルタ処分・交換, 清掃, 点検, 梱包
			○集じん・排気装置の運転停止後, 隔離養生シートの撤去前に, 以下の整備を行ったか
			・1次, 2次フィルタの取り外し, 廃棄処分(廃石綿等としての二重袋詰め)
			・交換時期の来たHEPAフィルタの取り外し, 廃棄処分(廃石綿等としての二重袋詰め)
			・集じん・排気装置内の清掃(高性能真空掃除機を使用)
			・新しいHEPAフィルタ, 1次及び2次フィルタの取り付け
			・集じん・排気装置内の破損・漏洩等確認(スモークテストを用い, HEPAフィルタ面を除く, 他の部分からの吸い込みがないか確認)
			・点検事項, 確認事項を点検整備記録に記録すると共に, 1次, 2次及びHEPAフィルタの交換をフィルタ交換記録に記録
		○点検, フィルタ交換, 清掃の終了した集じん・排気装置の吸引口, 排気口を密封養生し, 函体を梱包材で養生して搬出したか	
		*自社の資材ヤード等で隔離した整備施設を有し, 整備を行うことができる場合は, 集じん・排気装置の運転停止後速やかに密封養生, 梱包養生を行い, 搬出する	
	○石綿粉じんの付着した吸引ダクト及び排気ダクトを廃棄専用袋に二重袋詰めして密封, 廃棄しているか		
天井・壁面の隔離養生シート・養生シートの撤去		☐ 隔離養生シート又は養生シートの撤去	
		○シートに付着した石綿粉じんが飛散しないよういらないに取り外したか	
		○シートの撤去は上部から下部へ向って(天井面, 壁面, 床面と)進めているか	
		○シートを折畳むときは石綿粉じんの付着している面を内側へ折畳んでいるか	
		○撤去したシートは廃棄専用プラスチック袋に2重袋詰めを行い, 密封したか	
設備機器等残置物の養生撤去		○設備機器等残置物の養生は壁面の養生撤去に合わせて撤去しているか	
		○稼働中の機器類の養生撤去はいったん稼働を停止させて行ったか	
		○撤去したシート類は廃棄専用袋に二重袋詰めを行い, 密封したか	

1. 特定建築材料除去工事チェックリスト1(作業場隔離を行う場合) 除去作業完了後の撤収業務

資機材解体・搬出, 隔離養生撤去, 養生撤去, 仕上清掃

項 目	チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目
脚立, 作業台等 資機材の解体・ 搬出		○足場, 脚立, 可搬式作業台等の資機材の養生シート類をていねいに取外し廃棄専用プラスチック袋に二重袋詰めして密封したか
		○足場, 脚立, 可搬式作業台等に付着物が残っていないか確認し, 付着物がある場合は高性能真空掃除機で吸い取るか, 濡れ雑巾等でていねいに拭き取っているか
		○足場, 脚立, 可搬式作業台等の資機材は, 付着物を取り除いた後に解体しているか
		*折畳み又は解体した足場部材は床面の隔離シート, 養生シートの上に直接仮置きしない。
床面の隔離養生 シート・養生シート の撤去		○床面の隔離養生シート又は養生シートは最後に撤去したか
		○床面の隔離養生シート又は養生シートを撤去するときは, シートの上に乗らずに, 周囲の床面から撤去を行っているか(靴底に薬液や石綿粉じんを付着させ, 周囲の床面を汚さないため)
前室の解体		☐ セキュリティゾーンの解体
		○付着した石綿粉じんを拡散しないよう, 天井面, 壁面, 床面の順序でていねいに解体しているか
外部養生の 撤去		☐ 外部足場の粉じん飛散防止養生用防音パネル, 防災シート類の清掃
		○外部足場の粉じん飛散防止養生に用いた防音パネル, 防災シート等は高性能真空掃除機※ ¹ によって粉じんを取り除いているか
仕上清掃		☐ 除去作業の完了に伴う最終清掃
		○床面の隔離シート又は養生シートの撤去後, 作業場内外及び施工区画内の床面, 窓台, 設備機器等残置物の上面等, 石綿粉じんの付着, 堆積している恐れのある箇所を高性能真空掃除機を使用して清掃しているか
		○返却するリース資機材(ロッカー, 机等)は石綿粉じんを入念に清掃しているか
		○除去作業を工区に分割して連続作業を行う場合, 作業終了工区の仕上清掃の時間を確保してていねいに清掃を行っているか
作業記録 【石綿則35】		☐ 労働者の作業記録の40年間保管
		○事業者が, 石綿等を常時取扱う労働者について, 1月以内毎に作成する以下の作業の記録を, 当該労働者が石綿等を常時取扱う作業に従事しなくなった日から40年間保存しているか
		1.石綿等を取り扱う作業に従事した労働者の氏名
		2.従事した作業の概要, 作業に従事した期間
		3.周辺作業従事者※ ² にあつては当該場所で他の労働者が従事した石綿等を取扱う作業の概要, 周辺作業従事者が周辺作業に従事した期間
		4.石綿等の粉じんに著しく汚染された場合の事故の概要及び応急措置
自治体条例に 基づく報告		☐ 都道府県等の条例で定める工事完了報告
		○定められた工事完了報告を行ったか

※1 高性能真空掃除機 : H E P A フィルタ付き真空掃除機

※2 周辺作業従事者 : 石綿等を取り扱い, 又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における作業(石綿等を取り扱い, 又は試験研究のため製造する作業を除く)(「周辺作業」という)に従事した労働者

① 廢石綿等保管基準

[illegible]

※1 廃石綿等【廃掃令2の4.5へ、廃掃則1の2.7】：

①建築物又は工作物（建築物等）に用いられた石綿含有吹付材から、石綿建材除去事業により除去された当該石綿、

②建築物等に用いられた石綿を含む材料から、石綿建材除去事業により除去された以下のもの(1)保温材(石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材、けい酸カルシウム保温材)、(2)断熱材、(3)耐火被覆材

③石綿含有建材除去作業に用いられ、廃棄された用具又は器具で、石綿が付着している恐れのあるもの（プラスチックシート、防じんマスク、HEPAフィルタ等各種フィルタ、吸引ダクト、排気ダクト、保護衣、作業衣、靴カバー、掃除用スポンジ等）

※ 2 石綿含有産業廃棄物：工作物（建築物を含む）の新築，改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって，石綿をその重量の 0.1%を超えて含有するもの（廃石綿等を除く）【廃掃則7の2の3】

② 廃石綿等収集運搬基準

項 目	チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目
廃石綿等の 収集運搬基準 【廃掃法12の2】 【廃掃令6の 5.1.1.0・ハ・ニ】 【廃掃令3.1.イ・0】 【廃掃令4の 2.1.イ・0】 【廃掃令6.1.1.イ】		☐ 特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準に従った、廃石綿等の収集、運搬
		☐ 廃石綿等が飛散し、流出しないよう収集、運搬しているか
		☐ 廃石綿等の収集、運搬に伴い悪臭、騒音又は振動が生じていないか
		☐ 廃石綿等がその他の物と混合しないよう、区分して収集、運搬しているか
		☐ 廃石綿等の積み込みは原則として手作業で行っているか
		*積み込みをクレーン等で行う場合は、梱包をパレットの上に載せて行い※ ¹ 、重機が直接梱包に接触しないようにする。
		*プラスチック袋等の破損が生じた場合には、速やかに散水等により湿潤化して飛散防止措置を行
		い、廃棄専用プラスチック袋にて二重袋詰めする。
運搬車 【廃掃則7の2 の2.1,4】 【廃掃則7の2 の2.1,4】		☐ 運搬車の車体の両側面に特別管理産業廃棄物収集運搬車の表示、氏名又は名称及び許可番号の表示をしているか
		☐ 運搬車に特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し及びマニフェストを備え付けているか
		☐ 運搬車に特別管理産業廃棄物の種類（廃石綿等）、取扱い注意事項を記載した文書を備えて
		いるか（運搬容器に表示されている場合この限りでない）
		☐ 運搬車及び運搬容器は、廃石綿等が飛散、流出するおそれはないか
		☐ 廃棄専用プラスチック袋を乗せた荷台は破損のないシートで覆っているか
		*コンクリート等廃石綿等の固型化物をプラスチック袋に入れたものは、運搬途中の移動、転倒により袋が破損しないようクッション材等を当てる
		*運搬中プラスチック袋等の破損が生じた車両のシート等は、廃石綿等として処理する。又荷降ろし後、荷台等の清掃を確実にを行う
		☐ 廃石綿等は原則として積替えを行わず処分施設に直送しているか
		*廃石綿等の収集運搬途中での保管は、次の基準に基づく積替えを行う場合を除き行ってはならない
保管・積替え 【廃掃令6の 5.1.1.ハ】 【廃掃令6の 5.1.1.ハ】		1.あらかじめ積替えを行った後の運搬先が定められていること
		2.搬入廃石綿等の量が積替え場所の適切な保管量を超えないこと
		3.搬入廃石綿等の性状が変化（梱包の破損等）しないうちに搬出すること
		*処分施設が遠い、収集量が少なく輸送効率が著しく悪い等のためやむを得ない場合を除き行ってはならないやむを得ず行う場合は次による
		1.積替え場所の周囲に囲いを設け【廃掃則1の12】で定める表示を行う
		2.積替え場所から廃石綿等が飛散し、流出し、地下に浸透し、悪臭が発散せず、ねずみが生息し、害虫が発生しない措置を取る
		3.積替え場所には廃石綿等が他の物と混合しないように、仕切りを設ける

※ 1 パレットで積み込む場合は荷崩れに注意する。ワイヤモックを利用した積み込みはワイヤの絞り込みに伴い、ワイヤとの接触や絞りによる圧力でプラスチック袋の破損の恐れがある

③ 廃石綿等の中間処理

[illegible]

※ 1 環境大臣が定める方法：「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」

(厚告194, 1992.07.03) (改正 環告103, 2006.07.27)

※ 2 【廃掃令7.11の2】： 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設

※ 3 【廃掃令7.11の2】に掲げる溶融施設： 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設 構造基準 【廃掃則12の2.13】，維持管理基準 【廃掃則12の7.13】

※4 【廃掃法15の4の4.1】の認定に係る無害化処理の方法： 廃石棉等【廃掃令2の4.5.ハ】及び石棉含有産業廃棄物【廃掃令6.1.1.ロ】を、高度な技術を用いて無害化処理する方法で、次の事項について環境大臣の認定を受けたもの。

- 1.無害化処理の内容が【廃掃則12の12の16】で定める基準（及び環境大臣が定める基準）に適合すること
- 2.無害化処理を行う者が【廃掃則12の12の17】で定める基準（及び環境大臣が定める基準）に適合すること
- 3.無害化処理施設が【廃掃則12の12の18】で定める基準（及び環境大臣が定める基準）に適合すること。上記1～3において、適合することと定められている環境大臣が定める基準は、次の基準

「石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等」(環告99, 2006.07.26) (改正 環告100, 2006.07.27)

※5 基準告示：「廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理生成物の基準」（環告101，2006.07.27）

④ 廃石綿等埋立処分基準		
項 目	チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目
廃石綿等の埋立処分基準		☐ 特別管理産業廃棄物の埋立処分基準に従った、廃石綿等の埋立処分
【廃掃令6の5.1.3.イ・ル・4】		☐ 最終処分場
【廃掃令3.1.イ・ロ、3.3.イ(1)・ロ・ホ】		○廃石綿等は都道府県知事又は政令市市長の許可を受けた最終処分場に埋立処分しているか【廃掃法15.1】
【廃掃令4の2.1.イ(1)】		*最終処分場は【廃掃令7.14】に規定する処分場に限る
【廃掃令6の5.4】		○廃石綿等を海洋投入処分を行っていないか
		○廃石綿等の埋立は管理型又は遮断型最終処分場で行っているか
		*最終処分場は構造・維持管理の技術上の基準 ^{※1} に適合したものでなければならない
		○埋立処分は周囲に囲いが設けられ、特別管理産業廃棄物の処分場所である表示がなされている場所で行っているか
受け入れ		☐ 最終処分業者場所が最終処分場への受入時に講ずる措置【石綿処理マ6.2】
		*次の事項について受入れ要領をあらかじめ定め、廃石綿等の受入れ契約時に排出事業者に提示する
		1.埋立場所、2.荷降ろしの方法、3.人員・機材の配置、等
		*車両ごとに管理票を確認し、現物目視により他の廃棄物と混載していないことを確認する
		混載されている物はすべて廃石綿等として処理し、その旨排出事業者に出る
埋立場所		☐ 最終処分場における埋立場所・記録【石綿処理マ6.3】
【廃掃令6の5.1.3.ル】		○埋立処分は、最終処分場のうちの一定の場所において、かつ廃石綿等が分散しないように行っているか ^{※2}
		○最終処分業者は廃石綿等について次の事項を記録し、永久保存しているか
		1.排出事業者 2.埋立時期 3.埋立方法 4.埋立量 5.埋立場所 6.埋立場所を示す平面図及び断面図
		7.最終処分場の管理者 8.その他
埋立場所		○廃石綿等が飛散し、流出しないよう埋立処分しているか
		○廃石綿等の埋立処分に伴い悪臭、騒音又は振動が生じていないか
		○埋立地にはねずみが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生していないか
【廃掃令6の5.1.3.ル】		○廃石綿等が埋立地の外に飛散、流出しないよう、その表面を土砂で覆っているか
		☐ 埋立方法についての留意事項【石綿処理マ6.4】
		*あらかじめ溝又は穴を掘り、その中に埋立てる。掘削は【安衛則6章】による
		*廃石綿等の埋立は袋、又は容器に入れたまま行う
		*プラスチック袋は破損しないよう、できるだけ重機の使用を避けて埋立てる
		*1日の作業終了後、埋立面の上面に厚さ15cm以上の覆土をする
		*廃石綿等の埋立完了後は、その上面全面に目印となるシートで覆う等の措置を行った後、2m以上の厚さで覆土する

※1 技術上の基準：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(総理府・厚生省令1, 1977.03.14)

※2 分画埋立により閉鎖後の最終処分場内で廃石綿等が埋立てられている場所を特定しやすくするため【石綿処理マ6.4】

⑤ 廃石綿等埋立基準			
項 目	チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目	
廃石綿等の 埋立処分基準 【廃掃令 6.1.3.Δ】	☐	廃石綿等を【廃掃令6の5.1.2.ト】の規定※ ¹ により処分，再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分の基準	
	☐	*廃石綿等を【廃掃令6の5.1.2.ト】の規定により処分し又は再生したことにより生じた廃棄物又は石綿含有産業廃棄物を処分，再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には，あらかじめ環境大臣が定める基準※ ² に適合するものにする事	
	☐	*環境大臣基準 【環告42（1992.07.03）の第8】	
	☐	1. 【特管処分方法告示※ ³ 13.イ】の規定により廃石綿等を熔融して生じた廃棄物（2のばいじんを除く。）：基準告示※ ⁴ に適合するよう熔融されていること	
	☐	2. 【特管処分方法告示13.イ】の規定により廃石綿等を熔融して生じたばいじん：基準告示に適合するよう熔融され，又はばいじんが飛散しないようセメント固化されていること	
	☐	3. 【特管処分方法告示13.ロ】の規定により廃石綿等の無害化処理を行って生じた廃棄物（4のばいじんを除く。）：無害化処理告示※ ⁵ 1条に適合するよう無害化処理の方法により処理されていること。	
	☐	4. 【特管処分方法告示13.ロ】の規定により廃石綿等の無害化処理を行って生じたばいじん：無害化処理告示1条に適合するよう無害化処理の方法により処理され，又はばいじんが飛散しないようセメント固化されていること。	
	☐		
	☐		
	☐		
	☐		
	☐		
	☐		
	☐		
	☐		
	※1 【廃掃令6の5.1.2.ト】：廃石綿等の処分又は再生は，当該廃石綿等による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法※ ^{1.1} により行うこと。 ※1.1 環境大臣が定める方法：「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」（厚告194，1992.07.03）（改正 環告103，2006.07.27） ※2 環境大臣が定める基準：「特別管理一般廃棄物等を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準」（旧「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準」 環告42，1992.07.03）（改正 環告104，2006.07.27）の第8 ※3 特管処分方法告示：「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」（厚告194，1992.07.03）（改正 環告103，2006.07.27） ※4 基準告示：「廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融処理生成物の基準」（環告101，2006.07.27） ※5 無害化処理告示：「石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等」（環告99，2006.07.26）（改正 環告100，2006.07.27）		

マニフェストの交付・保管，帳簿作成

[illegible]

特定建築材料除去工事チェックリスト2（作業場隔離を行わない場合） 準備作業
 特定元方事業者の措置

項 目	チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目
特定元方事業者 の講ずべき措置		☐ 同一場所で行われる関係請負人の労働者の作業によって生じる労働災害
		防止措置の実施【安衛法30】
		1. 協議組織の設置及び運営
		2. 作業間の連絡及び調整
		3. 作業場所の巡視
新規入場時教育		4. 関係請負人が行う労働者の安全衛生教育に対する指導及び援助
		5. 工程計画及び機械、設備等の配置計画の作成、当該機械、設備等使用作業に関する関係請負人に対する指導
		☐ 新規入場時教育の実施
		☐ 施工体制台帳及び安全衛生関係管理書類※ ¹ の確認をしたか
		☐ 新規入場者調査票を作成させたか
【石綿則4.3】		☐ 石綿作業主任者を配置しているか、作業員は特別教育を受講しているか
		☐ 作業計画の周知
		☐ 関係作業員に対して作業条件、事前に定めた作業計画等の周知をしたか
		☐ 石綿作業主任者の選任（石綿作業主任者技能講習修了者）
		*【安衛令6.23】に掲げる作業※ ² について選任する。
作業主任者 【石綿則19】		☐ 石綿作業主任者の職務【石綿則20】
		1.作業の方法（湿潤化、隔離の要領、立入禁止区域の決定等）を決定し、労働者を指揮する。
		2.除じん装置等を1月以内毎に点検する。
		3.保護具の使用状況を監視する。
特別教育 【石綿則27】		☐ 石綿等使用建築物等の解体等作業に就労する労働者に対する特別教育
		（石綿使用建築物等解体等業務特別教育）の実施
		☐ 【石綿則4.1各号】の作業※ ³ を行う作業員に特別教育を行なっているか
作業開始前 ミーティング		☐ 作業開始前ミーティングの実施
		☐ 元請担当者、専門工事会社担当者・職長、作業員等と作業開始前打合せを行い、作業方法・手順、作業分担を確認し、危険予知活動等を行っているか
足場・作業床 の点検		☐ 足場の組立・点検（工事開始前業務の「足場・養生計画」参照）
		☐ 足場、養生計画に基づき足場を組立てているか
		☐ 外部足場、荷降し用ステージ、屋根上作業通路、墜落防止設備を点検したか
		☐ 脚立、可搬式作業台、移動式ステージ足場、枠組足場、ローリングタワー、高所作業車等の点検、組立部材の点検を行ったか
資機材の点検		☐ 資機材、仮設設備の使用前点検
		☐ 除去作業に使用する資機材の点検を行ったか
		☐ 保護具の点検を行ったか（呼吸用保護具、保護衣、フィルター等交換備品等）
		☐ 工事用電源設備の確認、点検をしたか（必要に応じ工事用分電盤を設置）
		☐ 工事用給排水設備の確認をしたか
※1 作業員名簿、工事安全衛生計画書、作業予定報告書・指示書、持込機械等（電動工具・電気溶接機等）使用届、有機溶剤・特定化学物質等持込使用届、火気使用願、等の書式を指し、全国建設業協会による全建統一様式を参考にする。 ※2 石綿等※ ^{2.1} を取り扱う作業又は石綿等を試験研究のため製造する作業【安衛令6.23】 ※2.1 石綿等：安衛令第6条第23号に規定する石綿等をいう【石綿則2.1】 「石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物」【安衛令6.23】 ※3 ①石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業、②石綿等の封じ込め、囲い込みの作業【石綿則4.1.1・2】		

特定建築材料除去工事チェックリスト2（作業場隔離を行わない場合） 準備作業
 施工区画、洗浄・更衣設備

項 目	チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目
作業場所の確認		☐ 作業場所、除去対象となる石綿含有建材の確認
		☐ 石綿含有建材等除去対象物、除去範囲の確認を行ったか
		☐ 必要に応じ資材置場等を含めた作業場周辺の施工区画の設定を行ったか
施工区画※1 の設定		☐ 施工区画の設定
		*施工区画内にセキュリティゾーン、資機材置場、廃棄物一時保管場所等を設けることが望ましい
		☐ 必要に応じ除去作業を行う作業場周辺を区画し、工事関係者以外の立入を制限し又はできなくしたか
更衣設備		☐ 更衣設備の設置
【石綿則31】		☐ セキュリティゾーン内又は施工区画内に更衣設備を確保したか
		☐ 更衣室又はロッカー等を準備して通勤衣と作業衣を区別して保管しているか
		*ロッカーは通勤衣収納用と作業衣収納用に分けて用意することが好ましい。
洗浄設備		☐ 洗眼、洗身又はうがいの設備の設置
【石綿則31】		☐ 洗眼又はうがいの設備（洗面設備）を確保したか
		*本設の洗面設備の利用、又は仮設の洗面設備の設置等
		*全身を洗浄できる仮設のシャワー設備を用意することが望ましい。
【石綿則31】		☐ 洗濯設備の用意
		☐ 作業場所で作業衣や肌着を洗濯できるよう洗濯機を設置したか
		☐ その他の洗浄設備
		☐ 呼吸用保護具を水洗いできる設備、作業衣の粉じんを落とす専用ブラシ、高性能真空掃除機を常備しているか
休憩場所		☐ 【参考】休憩室の設置
【石綿則28】		*石綿等を常時取り扱い、又は試験研究のため製造する作業を行なう場合に休憩室の設置が規定されているが、石綿含有建材の除去作業においても設置が望ましい
		☐ 休憩室を設置する場合、作業場から確実に区画された場所に設置したか
		☐ 休憩室に入る前に体の付着物を除去するため、入口に湿らせたマットを置き衣服用ブラシを備えたか
作業前清掃		☐ 隔離、養生作業を行う前の清掃
		☐ 隔離や養生を行う作業場内外の、石綿粉じんの堆積している恐れのある場 所（壁面、窓、床面、設備機械・器具、調度品等の箇所）を清掃※2しているか
		☐ 天井仕上材の除去を行う場合、天井仕上材の裏面に剥離した石綿含有吹付材や石綿粉じんが堆積しているときは可能な限り事前に取り除いているか
		☐ 作業開始前清掃を行うときは適切な呼吸用保護具を着用しているか
残置物の移動		☐ 移動しうる残置物の移動
		☐ 機械、設備、調度品等移動しうるものを取外し作業場の外へ移動させたか
※1 当チェックリストで ①「作業場」とは石綿含有建材を直接除去する作業場所を指し、隔離や養生の内部をいう。 ②「施工区画」とは作業場を含む資機材置場、廃棄物一時保管場所、セキュリティゾーン等作業に関係する場所をいう。 ※2 高性能真空掃除機（HEPAフィルタ付真空掃除機）の使用等による。		

特定建築材料除去工事チェックリスト2(作業場隔離を行わない場合) 準備作業
養生・セキュリティゾーン・湿潤化設備

項目	チェック欄	チェック項目
作業場の養生		☐ 石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材の除去を、掻き落とし等以外の方法
		で行う部分(若しくは作業場)の養生【大防則16の4、別表7二】
		*養生方法は作業に伴う粉じん等飛散の状況に応じ、隔離方法に準じて行う。
		*当該養生の場合、隔離に伴う作業場内部の負圧化は必要ない。
		○養生作業は適切な呼吸用保護具を着用して行っているか
		*取り替え式防じんマスク(R L 2、R S 2; 粒子捕集効率95%以上: 区分4)と同等
		以上のものを使用する
その他の養生		☐ 作業場内の機械・電気設備、備品又は使用仮設設備の養生
		○電源設備、受変電設備等の電機設備は、停電措置、又は充電部分への接近
		による感電防止養生(囲い等)の設置、充電電路への絶縁用防護具の装着等
		、感電防止養生を行なったか【安衛則349】
		○固定された機械設備、設備機器(空調機械、制御盤類、照明器具等)を
		プラスチックシートで養生したか
		○空調吸入口、外部へ開放された換気口、排気口等を密封したか
セキュリティゾーン(前室 ^{※2})の設置		○除去作業に使用する作業用足場設備を養生したか
		*石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材を、掻き落とし等以外の方法で除去
		する場合、前室は必ずしも必要ない。【別表7二】
		○更衣室にロッカー等更衣設備、洗浄設備を備えたか(前室 ^{※2} の外部で可。)
		*前室 ^{※4} 内に洗浄設備を設けた場合であっても【石綿則31】に基づく設備 ^{※5}
		は前室以外の場所に設ける必要がある【基発0218001,2009.02.18】
		○更衣室に呼吸用保護具の清掃用水又は拭取布、交換用フィルタを備えたか
エアレスブレイヤの設置		☐ 設置上の注意
		*粉じん飛散抑制剤又は粉じん飛散防止剤を散布する場合に使用されるが、
		除去建材の散水による湿潤化に用いられることもある。
		○粉じん飛散抑制剤、粉じん飛散防止剤を用意しているか
		○薬液の取替え補充が容易な位置に配置しているか
		○石綿含有建材を湿潤化する散水設備又は噴霧器を用意したか
散水設備の設置		

※1 掻き落とし等：掻き落とし、切断又は破碎。【石綿則13.1.1】に定める作業と同様とみなせる

※2 前室：大防則第16の4、別表第7一において規定される用語で、一般的にはセキュリティゾーンを指す。「隔離された作業場所の出入口に設けられる隔離された空間のこと」【基発0218001,2009.02.28】

※3 石綿則第13条第1項第1号に掲げる作業：石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業(例)石綿含有吹付材のある天井に吊ボルトの取付け穴を開ける作業

※4 前室：当該前室はセキュリティゾーン内の3つの室の内の1室で、作業場に直接接続する室を指す

※5 【石綿則31】に基づく設備：洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯設備

特定建築材料除去工事チェックリスト2（作業場隔離を行わない場合） 準備作業

呼吸用保護具の規制・管理

項 目	チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目
呼吸用保護具 の使用規制 【石綿則14.1】 【石綿則10.2】		☐ 石綿等の切断等の作業※ ¹
		*石綿等の切断等の作業に従事するときは呼吸用保護具を使用させる。
		*呼吸用保護具は作業に応じて有効なものを選択する。【基発0318003,2005.03.18】
		☐ 石綿粉じんにはばく露のおそれのある臨時作業
		*臨時に就業させる※ ⁵ 場所にある、石綿含有吹付け材が石綿粉じんを発散させばく露のおそれ
		のあるときは、呼吸用保護具を使用させる。
		*呼吸用保護具は当該建築物の吹付け石綿等の状況に応じて有効なものを選択する。
		【基発0811002,2006.08.11】
呼吸用保護具 の準備 【石綿則44.45】		☐ 呼吸用保護具※ ⁶ の備え付け
		○石綿等を取り扱う作業場に必要呼吸用保護具を備えているか
		○呼吸用保護具は同時に就業する労働者の人数以上を備えているか
	防じんマスク の使用管理	☐ 保護具着用管理責任者の指名による指導、保守管理※ ⁷
		○保護具着用管理責任者を指名し、防じんマスクの選択、着用、取扱い方法について指導
		を行い、保守管理に当たっているか
		☐ 防じんマスクの選択、装着方法、使用方法等の教育訓練※ ⁷
		○作業に適した防じんマスクを選択しているか
		○防じんマスクは型式検定合格品を使用しているか※ ⁸
		○防じんマスクの取扱説明書等に基づき防じんマスクの装着方法、使用方法及び顔面と面体の
		密着性の確認方法について教育訓練を行っているか
付着石綿の除去		○着用者に対し、使用する呼吸用保護具が顔面に密着するか確認させたか
		○ろ過材（フィルタ）や部品を常時備え付けているか
		○呼吸用保護具や作業衣その他の保護具に付着した石綿粉じんを取り除くため、高性能真空
		掃除機を用意しているか

- ※ 1 石綿等の切断等の作業：①石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業 ②石綿等を塗布し、注入し、又は張付けられた物の解体等の作業（石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業を含む。） ③石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業 ④粉状の石綿等の容器への出し入れの作業 ⑤粉状の石綿等の混合作業 ⑥前各号の作業において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業【石綿則13.1】
- ※ 2 石綿含有吹付け材の除去作業：【石綿則6.1.1】の作業をいい、石綿含有吹付け材の除去作業に伴う一連の作業をいう。例）隔離された作業場所における、除去した石綿等を袋に入れる作業、現場監督に係る作業等についても含まれる。【基発0218001,2009.02.18】
- ※ 3 電動ファン付き呼吸用保護具：JIS- T 8157に適合するもののうち、防護率が99.9%以上（JIS- T 8157の4.1のS級）のものであって、フィルタの捕集効率が99.9%以上（JIS- T 8157の4.2のA級）のものをいう。【基発0218001,2009.02.18】
- ※ 4 空気呼吸器：JIS- T 8155に適合するもの又は同等以上の性能を有するもの。酸素呼吸器：JIS- M 7601若しくはJIS- T 8156に適合するもの又は同等以上の性能を有するもの。送気マスク：JIS- T 8153に適合するもの又は同等以上の性能を有するもの（以上【基発0218001,2009.02.18】）
- ※ 5 臨時に就業させる：当該建築物において通常労働者が立ち入らない場所における臨時の作業に従事させることをいう。例）天井裏、エレベーターの昇降路等における設備の点検、補修等の作業、掃除の作業等。【基発0811002,2006.08.11】
- ※ 6 呼吸用保護具：送気マスク等給気式呼吸用保護具（簡易救命器及び酸素発生式自己救命器を除く。）、防じんマスク並びにJIS- T 8157に適合した面体形及びフード形の電動ファン付き粉じん用呼吸用保護具をいい、これらのうち、防じんマスクについては、国家検定に合格したものであること。【基発0318003,2005.03.18】
- ※ 7 「防じんマスクの選択、使用等について」【基発0207006,2005.02.07】
- ※ 8 「防じんマスクの規格」【安衛法42】に基づく検定【機定則14】。面体及びろ過材ごとに型式検定合格標章が貼られている。

特定建築材料除去工事チェックリスト2（作業場隔離を行わない場合） 準備作業

呼吸用保護具の選択基準

項 目	チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目
呼吸用保護具 の選択基準		○除去作業では作業の種類に応じた有効な呼吸用保護具を用意したか※1
		*作業の種類に対応した呼吸用保護具の区分
		1. 石綿含有吹付材（レベル1の建材）
		(1)掻き落とし、破碎、切断、穿孔、研磨による除去：区分1
		(2)グローブバッグ工法：区分1, 2, 3
		(3)封じ込め、囲い込み（破碎、切断、穿孔、研磨を伴うもの）：区分1, 2
		(4)囲い込み（破碎、切断、穿孔、研磨を伴わないもの）：区分1, 2, 3
		2. 石綿含有耐火被覆材、断熱材、保温材（レベル2の建材）
		(1)切断、穿孔、研磨等の作業を伴う除去：区分1, 2
		石綿含有耐火被覆板、煙突石綿断熱材の除去においては区分1の呼吸用保護具の
		使用が望ましい。
		(2)耐火被覆材、保温材の除去におけるグローブバッグ工法：区分1, 2, 3
		(3)封じ込め、囲い込み（破碎、切断、穿孔、研磨を伴うもの）：区分1, 2, 3
		(4)囲い込み（破碎、切断、穿孔、研磨を伴わないもの）：区分1, 2, 3, 4
		(5)保温材の原形のままの取り外し（切断等を伴わないもの）：区分1, 2, 3
		(6)保温材の非石綿部での切断（石綿取扱い作業以外）：区分1, 2, 3
		4. その他の作業
		準備作業、隔離養生作業、片付け・清掃作業：区分1, 2, 3, 4
		*上記1～4の区分は以下による
		区分1：・電動ファン付き呼吸用保護具（面体形及びフード形）
		・ブレッシャデマンド形（複合式）エアラインマスク
		・送気マスク（一定流量形エアラインマスク、送風機形ホースマスク等）
		・自給式呼吸器（空気呼吸器、圧縮酸素形循環式呼吸器）
		区分2：全面形取り替え式防じんマスク（RL3、RS3；粒子捕集効率99.9%以上）
		区分3：半面形取り替え式防じんマスク（RL3、RS3；粒子捕集効率99.9%以上）
		区分4：取り替え式防じんマスク（RL2、RS2；粒子捕集効率99.5%以上）

※1 作業の種類に応じた呼吸用保護具：詳細は付録3「石綿飛散防止技術にかかわる機器等一覧」、又は「新版建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（建設業労働災害防止協会）参照

特定建築材料除去工事チェックリスト2（作業場隔離を行わない場合） 準備作業
保護衣・作業衣

項 目	チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目
作業衣・保護衣 の使用規制	共	☐ 石綿等の切断等の作業 ※ ¹
		*石綿等の切断等作業に従事するときは作業衣※ ² 又は保護衣を使用させる。
【石綿則14.2】		☐ 石綿粉じんばく露のおそれのある臨時作業
【石綿則10】		*臨時に就業させる※ ³ 場所にある、石綿含有吹付材が石綿粉じんを発散させばく露のおそれ
		のあるときは、作業衣又は保護衣を使用させる。
作業衣・保護衣 の選択基準	共	☐ 除去作業では作業の種類に応じた保護衣又は作業衣を用意したか ※ ⁴
		*作業の種類に対応した保護衣又は作業衣の区分
		1. 石綿含有吹付材（レベル1の建材）
		(1)掻き落とし、破碎、切断、穿孔、研磨による除去：区分1
		(2)グローブバッグ工法：区分1, 2
		(3)封じ込め、囲い込み（破碎、切断、穿孔、研磨を伴うもの）：区分1
		(4)囲い込み（破碎、切断、穿孔、研磨を伴わないもの）：区分1, 2
		2. 石綿含有耐火被覆材、断熱材、保温材（レベル2の建材）
		(1)切断、穿孔、研磨等の作業を伴う除去：区分1
		(2)耐火被覆材、保温材の除去におけるグローブバッグ工法：区分1, 2
		(3)封じ込め、囲い込み（破碎、切断、穿孔、研磨を伴うもの）：区分1, 2
		(4)囲い込み（破碎、切断、穿孔、研磨を伴わないもの）：区分1, 2
		(5)保温材の原形のままの取り外し（切断等を伴わないもの）：区分1, 2
		(6)保温材の非石綿部での切断（石綿取扱い作業以外）：区分1, 2
		3. 石綿含有成形板（レベル3の建材）
		(1)切断、穿孔、研磨等の作業を伴う除去：区分1, 2
		(2)原形のままの取り外し：区分1, 2
		4. その他の作業
		準備作業、隔離養生作業、片付け・清掃作業：区分1, 2
		*上記1, 2の区分は以下による
		区分1：保護衣
		区分2：作業衣
		☐ 作業衣は粉じんの付着しにくいものを使用しているか【基発0318003,2005.03.18】

※1 石綿等の切断等の作業：①石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業 ②石綿等を塗布し、注入し、又は張付けられた物の解体等の作業（石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を含む。） ③石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業 ④粉状の石綿等の容器への出し入れの作業 ⑤粉状の石綿等の混合作業 ⑥前各号の作業において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業
【石綿則13.1】

※2 作業衣：粉じんが付着しにくいものとする。【基発0318003,2005.03.18】

※3 臨時に就業させる：当該建築物において通常労働者が立ち入らない場所における臨時の作業に従事させることをいう。例）天井裏、エレベーターの昇降路等における設備の点検、補修等の作業、掃除の作業等。【基発0811002,2006.08.11】

※4 作業の種類に応じた呼吸用保護具：詳細は付録3「石綿飛散防止技術にかかわる機器等一覧」、又は「新版建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（建設業労働災害防止協会）参照

立入禁止措置、5種類の注意喚起表示、一時保管場所

項 目	チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目
立入禁止措置		☐ 作業に従事する労働者以外の者※ ¹ の立入禁止措置及び表示
【石綿則7】		○次の作業を行う作業場所に、作業に従事する労働者以外の者の立入を禁止し、その旨を 見やすい箇所に表示したか
		*石綿含有保温材・耐火被覆材・断熱材の除去作業（切断、穿孔、研磨等の作業を伴う ものを除く）
		○石綿等を取り扱う作業場に、関係者以外の者の立入を禁止し、その旨を見やすい箇所に 表示したか
作業間調整		☐ 特定元方事業者による、関係請負人との間及び関係請負人相互の間の作業間の連絡 及び調整の実施
【安衛法30, 安衛則636】		○特定元方事業者は、随時、関係請負人との間、及び関係請負人相互の間の作業間の連絡 及び調整を実施しているか
【石綿則7.2】		○特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が【石綿則7.1.1,2】※ ⁴ の 作業と同一の場所で行われる時、作業開始前までに、関係請負人に対し、 作業実施の通知、作業時間帯の調整等の措置を行っているか
注意喚起表示		○【石綿則】に基づく以下の5種類の表示を作業に従事する労働者が見やすい箇所に行って いるか
【石綿則3】		☐ 石綿含有吹付け材の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行うときの石綿等の事前調査の結果
		*次の事項を掲示する
		①石綿等使用の有無の目視・設計図書等調査又は分析調査の終了年月日
		②調査の方法及び③結果の概要
		*周辺住民にも見やすい箇所への掲示が望ましい【基発0218002,2009.02.18】
【石綿則15】		☐ 石綿等を取り扱う作業場への関係者以外の者の立入禁止表示
【石綿則19,安衛則		☐ 石綿等を取り扱う作業における石綿作業主任者の氏名、職務の掲示
【石綿則33】		☐ 石綿等を取り扱う作業場での喫煙、飲食の禁止及び禁止表示
【石綿則34】		☐ 石綿等を取り扱う作業場における石綿等の取扱い注意事項の掲示
		○看板等により①～④の内容を掲示しているか
		①石綿等を取り扱う作業場である旨 ②石綿等の人体に及ぼす作用
		③石綿等の取扱い上の注意事項 ④使用すべき保護具
一時保管場所		☐ 除去した石綿含有建材の保管場所の設置
の設定		○保管場所は施工区画内もしくは工事現場内の一定の場所を定めたか
【石綿則32.3】		*工事関係者以外の者が廃棄物に接触することを防止するために、一時保管 場所は施工区画内へ設けることが望ましい。
【廃掃法12の2.2、 廃掃則8の13】		☐ 廃石綿等※ ¹ の特別管理産業廃棄物保管基準に従った保管
		廃棄物処理業務【廃石綿等の保管基準】の項、参照
※¹ 呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用している者を立入禁止の対象としていないが、みだりに当該作業場所で他の作業を行うべきではない。【基発0218001,2009.2.18】 ※² (例) 石綿が吹き付けられた壁、天井等に穴を開けることなく、覆いを固定して設置する作業【基発0811002,2006.08.11】 ※³ 石綿等：安衛令第6条第23号に規定する石綿等をいう【石綿則2.1】「石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物」【安衛令6.23】 ※⁴ 【石綿則7.1.1,2】の作業：石綿含有保温材・耐火被覆材・断熱材の除去作業（切断、穿孔、研磨等の作業を伴うものを除く）又は石綿等の囲い込み囲い込みの作業（切断、穿孔、研磨等の作業を伴うものを除く）		

特定建築材料除去工事チェックリスト2（作業場隔離を行わない場合） 除去作業
作業基準、作業の例

項 目	チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目
作業基準 【大防則16の4 別表7.二】		☐ 作業基準
		*解体する建築物等に使用されている特定建築材料 ※ ¹ を除去する作業のうち石綿含有断熱材、
		保温材及び耐火被覆材 ※ ² を、掻き落とし、切断、又は破碎以外の方法で除去する作業
		（立入の危険な建築物等を解体する作業等を除く。）の基準
		1.特定建築材料の除去部分周辺の養生
		2.除去する特定建築材料の薬液等による湿潤化
		3.養生撤去時、除去部分に特定粉じんの飛散抑制用薬液等の散布、作業
		場内の特定粉じんの処理
	作業の例	☐ 除去作業の例
		*この方法による除去作業の例として次のものがある
		1.成形された配管保温材、耐火被覆板を原形のまま取り外す方法
		2.設備配管に張付けられた石綿保温材を、その保温材が張付けられていない部分で配管を
		切断して撤去する方法 【基発0218001、2009.02.18】
	作業計画に基づく作業	☐ 作業計画の周知及び作業計画に基づく作業の実施
	【石綿則 4】	○事前に定めた作業計画に基づき作業を行っているか
本設備の停止		☐ 作業中の作業計画の見直し 【基発0318003、2005.03.18】
		○事前調査で把握できなかった石綿含有建材を発見した場合、そのつど作業
		計画の見直しを行っているか
		☐ その他の作業計画
		*夏季作業では熱中症の危険を考慮して作業時間、休憩時間を設定する ※ ²
		☐ 空調運転の停止、エレベータ機械等稼動機械設備の停止
		○建物を使用しながら除去作業を行う場合、作業場内の空調吸入口を密封すると共に、
		作業場周辺の空調設備の運転を停止したか
		○稼動中の機械設備を有する作業場では、除去作業前（除去作業の間）に当該機械設備の
		運転を停止したか
		○除去作業中、機械設備の運転を止むを得ず停止できない場合、当該機械との接触防止養生
		（機械設備の堅固な養生等）を行ったか

※ 1 特定建築材料：①吹付け石綿、②石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材 【大防法2.12、大防令3の3】

※ 2 安衛令第3条の3第2号に、「石綿を含有する断熱材、保温材および耐火被覆材」が規定されているが、これらの材料は、「石綿粉じん へのばく露防止マニュアル」（建設業労働災害防止協会）において、石綿含有建材を解体するときに発生する石綿粉じんの発生量の 高低から石綿含有建材を分類した中で、「レベル2」に規定されている。

呼吸用保護具の使用

[illegible]

保護衣、保護具の使用

[illegible]

※1 石綿等の切断等の作業：【石綿則13.1】

※2 準備作業9「呼吸用保護具の選択基準」又は準備作業10「作業衣・保護衣の選択基準」参照

湿潤化措置、除去作業、石綿粉じん濃度測定

項 目	チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目
湿潤化措置		☐ 石綿等の切断等の作業 ※ ¹ における石綿等の湿潤化
【石綿則13】		*石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆板〔レベル2〕を掻き落とし等以外の方 法で除去するときに、
		除去対象物を湿潤化しているか
【大防則16の4、 別表7.2】		☐ 除去する特定建築材料 ※ ² の薬液等による湿潤化
		☐ 粉じん飛散抑制剤の散布又は散水により除去対象物を湿潤化しているか
		*粉じんが飛散せず、除去対象物の取外しが容易になる程度に湿潤化する
除去作業		☐ 除去作業の注意事項
		☐ 〔配管保温材を原形のまま取り外す方法〕被覆材をはがし、湿潤化後、保温材を原形を保ち
		ながら、配管からていねいに取り外しているか
		*除去建材が原形を留めるよう、ジョイント部分や取付け部分で取外す
		*除去建材がボルト等金物で固定されているときは金物部分で取外す
		☐ 〔石綿含有保温材のない部分で配管を切断して、石綿含有保温材を配管に 取付けたまま
		撤去する方法〕配管直管部の石綿を含有していない保温材を撤去後、石綿含有保温材に
		接触しないよう、直管部で配管を切断しているか
		☐ 撤去作業中、石綿含有保温材が欠け、破砕等した場合には直ちに破片を廃棄専用プラス
		チック袋に梱包し、高性能真空掃除機で清掃しているか
		☐ 脚立、可搬式作業台、移動式ステージ上では次に注意して作業しているか
		・体のバランスを維持しながら作業を行い、背伸びや爪先立ちをしたり、無理に腕を伸ばして
		作業をしていないか
		・足場の端部を意識し、体を移動させるときは移動の前に必ず足元の位置を確認しているか
		・腕や手に無理な力を加えていないか
		☐ ローリングタワーを使用するときは次に注意して作業しているか
		・手すりが適切に取り付けられているか（手すり高さ）
		・アウトリーガを張り出し、床に固定しているか
		・安全帯を使用しているか
		☐ 2 m以上の高所作業となるときは安全帯を着用し、使用しているか
		☐ 鉄骨梁等の耐火被覆材等重量物を取外す場合は、床面へ落下して破損しないよう薄べ二
		や板等で養生しているか
		☐ 金物、配管等をガス溶断するとき、養生用プラスチックシート等燃焼するも のを、
		不燃布等を用い、火花養生を確実にやっているか
作業環境測定		☐ 作業場内の空気中の石綿粉じん濃度測定の実施
		*除去作業場内の空気中の石綿粉じん濃度測定の実施が望ましい
外部飛散監視		☐ 地方自治体の定める石綿粉じん濃度測定の実施（例：東京都）
測定		☐ 地方自治体の定める石綿粉じん濃度測定を実施したか

※ 1 石綿等の切断等の作業：①石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業 ②石綿等を塗布し、注入し、又は張付けられた物の解体等の作業
（石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を含む） ③石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業 ④粉状の石綿等の容器への出し入れの作業
⑤粉状の石綿等の混合作業 ⑥前各号の作業において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業【石綿則13.1】

※ 2 特定建築材料：①吹付け石綿〔レベル1〕、②石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材〔レベル2〕【大防法2.12、大防令3の3】

廃石綿等の梱包、一時保管、作業終了前処理

項 目	チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目
廃棄物の梱包 【石綿則32】		☐ 運搬、貯蔵時の容器又は包装
		☐ 石綿等の運搬、貯蔵を行うときは、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をしているか
		☐ 容器又は包装の表面に石綿の収納と取扱い注意事項を表示しているか
		☐ 使用済み容器・包装の粉じん飛散防止措置を講じ、一定の場所へ集積したか
		☐ 除去し廃棄する特定建築材料 ^{※1} （廃石綿等 ^{※2} ）の梱包
		☐ 除去した特定建築材料は廃棄専用プラスチック袋 ^{※3} 又はプラスチックシートに梱包し、
		密封しているか
		*収集・運搬、処分のさいの袋の破損防止のため、袋詰めの際、袋の中の空気をよく抜いて
		密封する。【石綿処理マ5.2】
		*袋に入りきらない耐火被覆材等の端材はプラスチックシートにて梱包、密封する。
		☐ 梱包した廃棄専用プラスチック袋又はプラスチックシートの表面に付着した石綿粉じんを、
		高性能真空掃除機等を用い、取り除いているか
		☐ 梱包したプラスチック袋又はプラスチックシートはさらに袋又はシートに収納
		（2重梱包）して、密封しているか
		☐ 作業当日除去した廃棄物は当日中にすべて梱包（2重梱包）しているか
廃棄物の一時 保管		☐ 除去した廃棄物の一時保管
		☐ 梱包した廃棄物は一時保管場所へ運搬、集積しているか
		☐ 梱包した廃棄物を作業場内に放置していないか
除去後の確認		☐ 梱包したプラスチック袋又はプラスチックシートを破損させないよう、慎重に取扱っているか
		☐ 除去作業後の残存建材の有無の確認
		☐ 除去作業の後、特定建築材料の下地面に残存物がないか確認しているか
作業終了前処理		☐ 作業終了前清掃
		☐ 当日の作業終了前に、作業足場上に堆積した除去残材を集積し、作業場内の床面を
		清掃しているか
		☐ 集積した廃棄物はすべて梱包（2重梱包）し作業場内から搬出しているか
		☐ 養生シート面の清掃又はシート面への粉じん飛散防止剤の散布
		☐ 作業終了前清掃において養生シート面を清掃しているか。石綿粉じんの付着が想定され
		るときは、粉じん飛散防止剤を散布してシートに付着した粉じんを固着させているか

※1 特定建築材料：①吹付け石綿【レベル1】、②石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材【レベル2】【大防法2.12、大防令3の3】

※2 廃石綿等【廃掃令2の4.5へ、廃掃則1の2.7】：

①建築物又は工作物（建築物等）に用いられた石綿含有吹付材から、石綿建材除去事業により除去された当該石綿、

②建築物等に用いられた石綿を含む材料から、石綿建材除去事業により除去された以下のもの（1）保温材（石綿保温材、けいそう土保温材、パ
ーライト保温材、けい酸カルシウム保温材）、（2）断熱材、（3）耐火被覆材

③石綿含有建材除去作業に用いられ、廃棄された用具又は器具で、石綿が付着している恐れのあるもの（プラスチックシート、防じんマスク、HEPAフイ
ルタ等各種フィルタ、保護衣、作業衣、靴カバー、掃除用スポンジ等）吸引ダクト

※3 廃棄専用プラスチック袋：①厚さが0.15mm以上のもの（十分な強度を有するもの）が望ましい、②収納物が廃石綿等である旨及び取
扱い時の注意事項が表示されているものを使用する【廃掃令4の2.1.1.2、廃掃則1の10、石綿則32.1】

特定建築材料除去工事チェックリスト2（作業場隔離を行わない場合）

除去作業完了後の撤収業務作業場内清掃、検査、資機材解体・搬出、養生撤去、仕上清掃

項 目	チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目	
作業場内の清掃		☐ 設備機器等残置物養生面の除去、清掃	
		☐ 照明器具、設備配管、設備機器・盤類、事務機器等残置物の養生シートに付着した粉じんや	
		廃棄物片を取り除いたか	
	検 査	☐	☐ 除去作業の最終検査
			☐ 除去面に取り残した特定建築材料又は成形板がないか、くまなく確認したか
			☐ 清掃の忘れがないか、くまなく確認したか
			☐ 養生シートを十分に清掃しているか
設備機器等残置物の養生撤去	共	☐ 設備機器等残置物の養生は壁面の養生撤去に合わせて撤去しているか	
		☐ 稼動中の機器類の養生撤去はいったん稼動を停止させて行ったか	
	A B	☐ 撤去したシート類は廃棄専用袋に二重袋詰めを行い、密封したか	
脚立、作業台等 資機材の解体・ 搬出		☐ 足場、脚立、可搬式作業台等の資機材の養生シート類をていねいに取外し廃棄専用	
		プラスチック袋に二重袋詰めして密封したか	
		☐ 足場、脚立、可搬式作業台等に付着物が残っていないか確認し、付着物がある場合は	
		高性能真空掃除機で吸い取るか、濡れ雑巾等でていねいに拭き取っているか	
		☐ 足場、脚立、可搬式作業台等の資機材は、付着物を取り除いた後に解体しているか	
		*折畳み又は解体した足場部材は床面の養生シートの上に直接仮置きしない。	
	床面の養生 シートの撤去		☐ 床面のは養生シートは最後に撤去したか
			☐ 床面の養生シートを撤去するときは、シートの上に乗らずに、周囲の床面から撤去を
	外部養生の 撤去		行っているか（靴底に薬液や石綿粉じんを付着させ、周囲の床面を汚さないため）
			☐ 外部足場の粉じん飛散防止養生用防音パネル、防災シート類の清掃
		☐ 外部足場の粉じん飛散防止養生に用いた防音パネル、防災シート等は高	
仕上清掃		性能真空掃除機 ※1 によって粉じんを取り除いているか	
		☐ 除去作業の完了に伴う最終清掃	
		☐ 床面の養生シートの撤去後、作業場内外及び施工区画内の床面、窓台、設備機器等残置物の	
		上面等、石綿粉じんの付着、堆積している恐れのある箇所を高性能真空掃除機を	
		使用して清掃しているか	
		☐ 返却するリース資機材（ロッカー、机等）は石綿粉じんを入念に清掃しているか	
		☐ 除去作業を工区に分割して連続作業を行う場合、作業終了工区の仕上清掃の時間を確保して	
		ていねいに清掃を行っているか	
	作業記録 【石綿則35】	☐	☐ 労働者の作業記録の40年間保管
			☐ 事業者が、石綿等を常時取扱う労働者について、1月以内毎に作成する以下の作業の記録を、
		当該労働者が石綿等を常時取扱う作業に従事しなくなった日から40年間保存しているか	
		1.石綿等を取り扱う作業に従事した労働者の氏名	
		2.従事した作業の概要、作業に従事した期間	
		3.周辺作業従事者 ※2 にあつては当該場所で他の労働者が従事した石綿等を取扱う作業の	
		概要、周辺作業従事者が周辺作業に従事した期間	
	4.石綿等の粉じんに著しく汚染された場合の事故の概要及び応急措置		
自治体条例に 基づく報告		☐ 都道府県等の条例で定める工事完了報告	
		☐ 定められた工事完了報告を行ったか	

※1 高性能真空掃除機：HEPAフィルタ付き真空掃除機

※2 周辺作業従事者：石綿等を取り扱い、又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における作業（石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業を除く）（「周辺作業」という）に従事した労働者

廢石棉等保管基準

[illegible]

廃石綿等収集運搬基準

項 目	チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目
廃石綿等の 収集運搬基準 【廃掃法12の2】 【廃掃令6の5.1.1. 0・ハ・コ】 【廃掃令3.1.4・0】 【廃掃令4の2.1.4・0】 【廃掃令6.1.1.4】		☐ 特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準に従った、廃石綿等の収集、運搬
		☐ 廃石綿等が飛散し、流出しないよう収集、運搬しているか
		☐ 廃石綿等の収集、運搬に伴い悪臭、騒音又は振動が生じていないか
		☐ 廃石綿等がその他の物と混合しないよう、区分して収集、運搬しているか
		☐ 廃石綿等の積み込みは原則として手作業で行っているか
		*積み込みをクレーン等で行う場合は、梱包をパレットの上に載せて行い ^{※1} 、重機が直接梱包に
		接触しないようにする
		*プラスチック袋等の破損が生じた場合には、速やかに散水等により湿潤化して飛散防止措置を
		行い、廃棄専用プラスチック袋にて二重袋詰めする
運搬車 【廃掃則7の2の2.1.4】 【廃掃則7の2の2.1.4】		☐ 運搬車の車体の両側面に特別管理産業廃棄物収集運搬車の表示、氏名又は名称及び
		許可番号の表示をしているか
		☐ 運搬車に特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し及びマニフェストを備え付けているか
		☐ 運搬車に特別管理産業廃棄物の種類（廃石綿等）、取扱い注意事項を記載した文書を備えて
		いるか（運搬容器に表示されている場合この限りでない）
		☐ 運搬車及び運搬容器は、廃石綿等が飛散、流出するおそれはないか
		☐ 廃棄専用プラスチック袋を乗せた荷台は破損のないシートで覆っているか
		*コンクリート等廃石綿等の固型化物をプラスチック袋に入れたものは、運搬途中の移動、
		転倒により袋が破損しないようクッション材等を当てる
		*運搬中プラスチック袋等の破損が生じた車両のシート等は、廃石綿等として処理する
保管・積替え 【廃掃令6の5.1.1.ハ】 【廃掃令6の5.1.1.ハ】		又荷降ろし後、荷台等の清掃を確実に行う
		☐ 廃石綿等は原則として積替えを行わず処分施設に直送しているか
		*廃石綿等の収集運搬途中での保管は、次の基準に基づく積替えを行う場合を除き行っては
		ならない
		1.あらかじめ積替えを行った後の運搬先が定められていること
		2.搬入廃石綿等の量が積替え場所の適切な保管量を超えないこと
		3.搬入廃石綿等の性状が変化（梱包の破損等）しないうちに搬出すること
		*処分施設が遠い、収集量が少なく輸送効率が著しく悪い等のためやむを得ない場合を除き
		行ってはならない、やむを得ず行う場合は次による
		1.積替え場所の周囲に囲いを設け【廃掃則1の12】で定める表示を行う
		2.積替え場所から廃石綿等が飛散し、流出し、地下に浸透し、悪臭が発散せ
		ず、ねずみが生息し、害虫が発生しない措置を取る
		3.積替え場所には廃石綿等が他の物と混合しないように、仕切りを設ける
※1 パレットで積み込む場合は荷崩れに注意する。ワイヤモックを利用した積み込みはワイヤの絞り込みに伴い、ワイヤとの接触や絞りによる圧力でのプラスチック袋の破損の恐れがある		

廃石綿等の中間処理

[illegible]

廃石綿等埋立処分基準

項 目	チエック欄	チエック項目
廃石綿等の埋立処分基準		☐ 特別管理産業廃棄物の埋立処分基準に従った、廃石綿等の埋立処分
【廃掃令6の5.1.3.イ・ル・4】		☐ 最終処分場
【廃掃令3.1.4・0、3.3.4(1)・2】		○ 廃石綿等は都道府県知事又は政令市市長の許可を受けた最終処分場に埋立処分しているか【廃掃法15.1】
【廃掃令4の2.1.4(1)】		
		* 最終処分場は【廃掃令7.14】に規定する処分場に限る
【廃掃令6の5.4】		○ 廃石綿等を海洋投入処分を行っていないか
		○ 廃石綿等の埋立ては管理型又は遮断型最終処分場で行っているか
		* 最終処分場は構造・維持管理の技術上の基準※1に適合したものでなければならない
		○ 埋立処分は周囲に囲いが設けられ、特別管理産業廃棄物の処分場所である表示がなされている場所で行っているか
受け入れ		☐ 最終処分業者が最終処分場への受け入れ時に講ずる措置【石綿処理マ6.2】
		* 次の事項について受け入れ要領をあらかじめ定め、廃石綿等の受け入れ契約時に排出事業者に提示する。
		1. 埋立場所、2. 荷降ろしの方法、3. 人員・機材の配置、等
		* 車両ごとに管理票を確認し、現物目視により他の廃棄物と混載していないことを確認する
		混載されている物はすべて廃石綿等として処理し、その旨排出事業者へ届出る。
埋立場所		☐ 最終処分場における埋立場所・記録【石綿処理マ6.3】
【廃掃令6の5.1.3.ル】		○ 埋立処分は、最終処分場のうちの一定の場所において、かつ廃石綿等が分散しないように行っているか※2
		○ 最終処分業者は廃石綿等について次の事項を記録し、永久保存しているか
		1. 排出事業者 2. 埋立時期 3. 埋立方法 4. 埋立量 5. 埋立場所 6. 埋立場所
		を示す平面図及び断面図 7. 最終処分場の管理者 8. その他
埋立方法		○ 廃石綿等が飛散し、流出しないよう埋立処分しているか
		○ 廃石綿等の埋立処分に伴い悪臭、騒音又は振動が生じていないか
		○ 埋立地にはねずみが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生していないか
【廃掃令6の5.1.3.ル】		○ 廃石綿等が埋立地の外に飛散、流出しないよう、その表面を土砂で覆っているか
		☐ 埋立方法についての留意事項【石綿処理マ6.4】
		* あらかじめ溝又は穴を掘り、その中に埋立てる。掘削は【安衛則6章】による
		* 廃石綿等の埋立ては袋、又は容器に入れたまま行う
		* プラスチック袋は破損しないよう、できるだけ重機の使用を避けて埋立てる
		* 1日の作業終了後、埋立面の上面に厚さ15cm以上の覆土をする
		* 廃石綿等の埋立完了後は、その上面全面に目印となるシートで覆う等の措置を行った後、
		2m以上の厚さで覆土する
※1 技術上の基準：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（総理府・厚生省令1、1977.03.14）		
※2 分画埋立により閉鎖後の最終処分場内で廃石綿等が埋立てられている場所を特定しやすくするため【石綿処理マ6.4】		

廃石綿等埋立処分基準

項 目	チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目
廃石綿等の 埋立処分基準 【廃掃令6.1.3.4】		□廃石綿等を【廃掃令6の5.1.2.ト】の規定 ※ ¹ により処分、再生したことにより生じた廃棄物の
		埋立処分の基準
		*廃石綿等を【廃掃令6の5.1.2.ト】の規定により処分し又は再生したことにより生じた廃棄物又は
		石綿含有産業廃棄物を処分、再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、
		あらかじめ環境大臣が定める基準 ※ ² に適合するものにする
		*環境大臣基準 【環告42（1992.07.03）の第8】
		1.【特管処分方法告示 ※ ³ 13.イ】の規定により廃石綿等を溶融して生じた廃棄物（2のばいじん
		を除く）：基準告示 ※ ⁴ に適合するよう溶融されていること
		2.【特管処分方法告示13.イ】の規定により廃石綿等を溶融して生じたばいじん：基準告示に適合
		するよう溶融され、又はばいじんが飛散しないようセメント固化されていること
		3.【特管処分方法告示13.ロ】の規定により廃石綿等の無害化処理を行って生じた廃棄物（4の
		ばいじんを除く。）：無害化処理告示 ※ ⁵ 1条に適合するよう無害化処理の方法により
		処理されていること
		4.【特管処分方法告示13.ロ】の規定により廃石綿等の無害化処理を行って生じたばいじん
		：無害化処理告示1条に適合するよう無害化処理の方法により処理され、又はばいじんが
		飛散しないようセメント固化されていること
※1 【廃掃令6の5.1.2.ト】：廃石綿等の処分又は再生は、当該廃石綿等による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法 ※^{1.1}により行うこと ※1.1 環境大臣が定める方法：「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」（厚告194、1992.07.03）（改正 環告103、2006.07.27） ※2 環境大臣が定める基準：「特別管理一般廃棄物等を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準」（旧「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準」環告42、1992.07.03）（改正 環告104、2006.07.27）の第8 ※3 特管処分方法告示：「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」（厚告194、1992.07.03）（改正 環告103、2006.07.27） ※4 基準告示：「廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理生成物の基準」（環告101、2006.07.27） ※5 無害化処理告示：「石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等」（環告99、2006.07.26）（改正 環告100、2006.07.27）		

マニフェストの交付・保管、帳簿作成

[illegible]

特定建築材料以外（石綿含有成形板等）除去工事チェックリスト
 外壁材・屋根材の解体・撤去

項 目	チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目
外壁材・屋根材の解体・撤去		○外壁材、屋根材を破損させないように、丁寧に取外しているか
		*外壁材、屋根材の固定金物（ボルト・フックボルト類、クリップ類）を工具等を用いて取外し、その後外装材、屋根材を1枚ずつ丁寧に取外す
		○墜落災害、スレート等の踏抜き災害を防止する安全設備を設置したか
		1.屋根面上への昇降用足場（外壁材撤去作業用の外部足場）
		2.屋根面上の足場板敷き等の作業通路
		3.屋根面上の親綱、安全ブロックもしくは補助親綱
		4.屋根面下部の水平ネット、外周足場と外壁の間の層間水平ネット
		○屋根上等、2m以上の高所で安全帯を使用しているか
		○屋根上又は足場上に撤去材料の集積場所（ステージ等）を設置しているか
		○集積場所の積載重量の制限を決めているか
		○重量物や長尺物を撤去するときは、一人作業ではなく共同作業としているか
		○撤去材を手渡し又は揚重機械で降ろしているか、投下していないか
		・高所作業車を使用した荷降ろしの場合、以下の事項を守っているか。
		1.有資格者による運転（10m未満特別教育、10m以上技能講習の修了）
		2.許容積載荷重、荷台の撤去資材の積上げ高さ（手すり高さ以下）
		3.アウトリーガの張り出し
		4.高所作業車周囲の立入禁止措置
		・移動式クレーンを使用した荷降ろしの場合、以下の事項を守っているか。
		1.撤去資材に応じた適切な玉掛用具の使用
		2.有資格者による玉掛け
		3.移動式クレーンの周囲、旋回範囲内の立入禁止措置
		4.アウトリーガの張出し、足元の補強
作業環境測定		□作業場内の空気中の石綿粉じん濃度測定の実施
		*除去作業場内の空気中の石綿粉じん濃度測定の実施が望ましい。
外部飛散監視		都道府県等の定める石綿の飛散状況の監視（例：東京都条例施行規則59）
		・都道府県等の定める石綿粉じん濃度測定を実施しているか。

呼吸用保護具の使用

[illegible]

保護衣・作業衣の使用

項 目	チエック	チエック項目
作業衣、保護衣 保護具の使用		☐ 石綿等の切断等の作業 ^{※1} における作業衣又は保護衣の使用
		☐ 除去対象建材及び作業・工法の種類に応じて保護衣又は作業衣を使用しているか
		*作業の種類に対応した保護衣又は作業衣の区分
		1. 石綿含有成形板（レベル3の建材）
		(1)切断、穿孔、研磨等の作業を伴う除去：区分1，2
		(2)原形のままの取り外し：区分1，2
		2. その他の作業
		準備作業、隔離養生作業、片付け・清掃作業：区分1，2
		*上記1，2の区分は以下による
		区分1：保護衣
		区分2：作業衣
	【石綿則14.2】 基発0318003 ,2005.03.	
		☐ 作業衣は事前清掃開始前から最終清掃完了まで着用しているか
		☐ 作業衣やその他の保護具は使用后、付着した石綿粉じんを取り除き、専用の保管箱（袋）に入れて保管しているか
		☐ 作業衣や保護具は廃棄専用プラスチック袋に入れて廃棄しているか

※ 1 石綿等の切断等の作業：【石綿則13.1】

※2 準備作業9「呼吸用保護具の選択基準」又は準備作業10「作業衣・保護衣の選択基準」参照

作業計画に基づく作業

作業計画に基づく作業		チエック項目	
	共	☐ 作業計画の策定【石綿則4】【基発0218001,2009.2.18】	
作業計画に基づく作業【石綿則4】		☐ 事前に定めた作業計画に基づき作業を行っているか	
解体・撤去作業の原則		①作業の方法・順序 ②石綿等の粉じんの飛散防止、抑制方法	
		③石綿等の粉じんのばく露防止方法	
		*周辺環境への対応、解体廃棄物の処理方法も含むことが望ましい	
		*作業環境中の石綿濃度の測定及び評価に基づく管理を行うことが望ましい	
	C	☐ 石綿含有成形板〔レベル3〕の解体除去計画	
		1. 外壁材・屋根材	
		・手作業による、建材の原形をとどめた（破壊、破断を行わない）解体・撤去	
		・散水による湿潤化	
		・石綿含有建材が劣化損傷している場合、屋根上の作業となる場合等、手	
		作業が著しく危険な場合の油圧圧砕機による破碎作業の併用	
		・屋根材の撤去計画は、可能であれば高所作業車等を用いて屋根下の室	
		内で取り外し作業を行い、屋根上に上がる作業を削減する	
		2. 内装材	
		・手作業による、建材の原形をとどめた（破壊、破断を行わない）解体・撤去	
		・湿潤化（薬液・水の噴霧）	
		・石綿含有建材を他の石綿非含有建材・建具等より先に分別解体	
	作業中の作業計画の見直し【基発0318003、2005.03.18】		☐ 原則として手作業により原形のまま（破壊、破碎をしない）解体撤去計画と
		しているか	
本設備の停止		☐ 事前調査で把握できなかった石綿含有建材を発見した場合、そのつど作業計画	
		の見直しを行なっているか	
本設備の停止		☐ 建物を使用しながら除去作業を行う場合、作業場内の空調吸込口を密封すると共に、	
		作業場周辺の空調設備の運転を停止したか	
		☐ 稼動中の機械設備を有する作業場では、除去作業前（除去作業の間）に当該機械	
		設備の運転を停止したか	
		☐ 除去作業中、機械設備の運転を止むを得ず停止できない場合、当該機械と	
		の接触防止養生（機械設備の堅固な養生等）を行ったか	
		☐ 解体・撤去作業開始前に作業場内の本設電源、ガス、水道設備を停止したか	

*夏季作業では熱中症の危険を考慮して作業時間、休憩時間を設定する（可能であればスポットクーリング）等冷風の供給が望ましい

石綿含有建材の作業終了前処理

[illegible]

※ 1 石綿含有廃棄物について、廃石綿に準じ廃棄専用プラスチック袋厚さが0.15mm以上のもの（十分な強度を有するもの）が望ましい、又石綿含有産業廃棄物の取扱い時の注意事項が表示されているものを使用することがのぞましい

湿润化措置

[illegible]

※ 1 石綿等の切断等の作業：①石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業 ②石綿等を塗布し、注入し、又は張付けられた物の解体等の作業（石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を含む。） ③石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業
④前各号の作業において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業（その他省略） 【石綿則13.1】
※ 2 高圧洗浄機を用いる場合、石綿含有建材の表面がはく離するおそれがあるので飛散に注意する

特定建築材料以外（石綿含有成形板等）除去工事チェックリスト 1
準備作業

項 目	チ ャ ッ ク 項 目	記入欄
事前調査	☐ 建築物、工作物の事前調査 【石綿則3.1】	
	☐ 石綿等の使用有無が不明な場合の分析調査【石綿則3.2】	
	【基安化発0206004,2008.2.6】	
	☐ 残存物品、付着物、その他有害物質等の有無の調査等各種調査の実施 (分別解体等に係る施工方法に関する基準) 【建リ則2.1】	
	☐ 目視、設計図書等による調査によっては建築材料の石綿等の使用の有 無が不明な場合、分析調査を行ったか	
	*吹付け材以外の建材は石綿等使用のみなし措置の実施も可.	
	☐ 調査結果、みなし措置を記録したか. 調査結果は40年保存が望まし い	
作業場の養生	☐ 石綿含有成形板の解体・撤去を行なう作業場の養生	
	①屋根材、外壁材の撤去（建物外部で行う解体・撤去）	
	☐ 外周足場を防音パネル又は防災シート等を用いて隙間なく養生したか	
	☐ 粉じんや散水による飛散した水が敷地又は隣接建物へ飛散しないよう 養生したか（養生の高さは建物の最高高さより高くすることが望まし い）	
	②天井・壁の内装材撤去（建物内部で行う解体・撤去）	
	☐ 建物の解体又は改修（改造・補修）の作業内容に応じて、作業場の開 口部、壁面又は床面をプラスチックシート等で養生したか	
	☐ 養生作業は適切な呼吸用保護具を着用して行っているか	
	*取り替え式防じんマスク（L2、RS2；粒子捕集効率95.0%以 上・ 区分4）と同等以上のものを使用する	
除去対象建材 の識別マーク	☐ 内部解体・改修作業において除去対象石綿含有建材に識別マークを付 しているか（他の内装家具、設備機器の撤去のさいの破損防止）	
湿潤化		
散水設備の設 置	☐ 石綿含有建材を湿潤化する散水設備又は噴霧器を用意したか	
一時保管場所 の 設定	☐ 石綿含有産業廃棄物 ^{※2} の産業廃棄物保管基準に従った保管 廃棄物処理 石綿含有廃棄物保管基準（作業所）の項、参照	
【石綿則 32.3】		
【廃掃法 12.2 廃掃則8】		

※2 石綿含有産業廃棄物：工作物（建築物を含む）の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であつて、石綿をその0.1%重量を超えて含有するもの（廃石綿等を除く）【廃掃則7の2の3】

内装材の解体撤去

[illegible]

[illegible]

[illegible]

特定建築材料以外（石綿含有成形板等）除去工事チェックリスト

石綿含有廃棄物最終処分		
項 目	チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目
最終処分		☐ 最終処分 【石綿処理マ6.1】
		○廃棄物の最終処分場の構造基準、及び維持管理基準に適合しているか
		*最終処分場は【廃掃法8.1又は15.1】に規定する処分場に限る
		*最終処分場は構造・維持管理の技術上の基準 ^{※1} に適合したものでなければならない
		○一定の場所に、かつ当該石綿含有廃棄物が分散しないように埋め立てているか
受け入れ		☐ 最終処分業者が最終処分場への受け入れ時に講ずる措置 【石綿処理マ6.2】
		*次の事項について受け入れ要領をあらかじめ定め、石綿含有廃棄物の受け入れ契約時に排出事業者
		提示する。
		1.埋立場所、2.荷降ろしの方法、3.人員・機材の配置、等
		*車両ごとに管理票を確認し、現物目視により他の廃棄物と混載していないこ とを確認する。
		混載されている物はすべて石綿含有廃棄物として処理し、その旨排出事業者へ届出る。
埋立場所		☐ 最終処分場における埋立場所・記録 【石綿処理マ6.3】
		○埋立処分は、最終処分場のうちの一定の場所において、かつ石綿含有廃棄物が 分散しないように
		行っているか ^{※2}
埋立方法		☐ 埋め立て方法の留意事項 【石綿処理マ6.4】
		○石綿含有廃棄物の受け入れ時の状態により、石綿の飛散のおそれがある場合は、受け入れ物を湿潤化してから荷卸し等の作業を実施する
		○転圧する場合は、重機が直接埋め立て対象物の上に載ることが無いよう覆土した後に行う
※1 技術上の基準：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（総理府・厚生省令1、1977.03.14） ※2 分画埋立により閉鎖後の最終処分場内で石綿含有廃棄物が埋立てられている場所を特定しやすくするため【石綿処理マ6.4】		